令　和　８　年

第７回　東峰村議会定例会会議録

開会：令和８年９月　７日
閉会：令和８年９月１０日

福岡県東峰村議会

令和８年　第７回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日　　令和８年９月７日開議
招 集 の 場 所　　東峰村役場議場
開会日時及び宣告　令和８年９月７日　　９時３０分
　　議　　長　高橋弘展
閉会日時及び宣告　令和８年９月１０日　　１１時３１分
　　議　　長　高橋弘展

応招議員

議席番号	議　員　名	出欠	議席番号	議　員　名	出欠
１番	大喜多 賢 治	○	２番	野 寄　和 秀	○
３番	小 川　利 勝	○	４番	和 田　将 幸	○
５番	樋 口　朗	○	６番	佐々木 孝	○
７番	伊 藤　均	○	８番	大 蔵　久 徳	○
９番	梶 原　伯 夫	○	１０番	髙 橋　弘 展	○

不応招議員

議席番号	議　員　名	議席番号	議　員　名
	なし		

出席議員

１０名

欠席議員

なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏　　名	職	氏　　名
村　　長	眞 田　秀 樹	副 村 長	野 口　善 規
教 育 長	梶 原　秀 昭		
総務企画課長	岩 橋　俊 典	ふるさと推進課長	梶 原　孝 司
農林建設課長	前 田　薫	災害対策室長	樋 口　修 一
住民福祉課長	國 松　直 美	教育課長	前 田　光 輝

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏　　名	職	氏　　名
議会事務局長	古 賀　英 彦		

村長提出議案の題目

議案第３２号	東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３３号	令和８度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）
議案第３４号	令和８度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号）
議案第３５号	令和８度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）
認定第　１号	令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第　２号	令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
認定第　３号	令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第　４号	令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
報告第　３号	令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

議員提出議案の項目

請願第　１号	「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書
発議第　２号	適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議について
発議第　３号	福岡県政及び福岡県議会の早期正常化と信頼回復を求める決議について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第２１条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。（会議規則１２５条） ７番　伊藤均議員　　８番　大蔵久徳議員

第７回　東峰村議会定例会会議録

令和８年９月７日
（　第　１　日　）

東　峰　村　議　会

令和８年　第７回東峰村議会定例会議事日程

令和７年９月７日開議

開会宣言
議事日程報告

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３		議案上程報告
日程第　４		村長のあいさつ及び提案理由の説明
日程第　５		一般質問
日程第　６	議案第３２号	東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　７	議案第３３号	令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）
日程第　８	議案第３４号	令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号）
日程第　９	議案第３５号	令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）
日程第１０	認定第　１号	令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第　２号	令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
日程第１２	認定第　３号	令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第　４号	令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１４　報告第　３号　令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

開　　会	
議　　長	おはようございます。 ただ今の出席議員数は、１０名です。 定足数に達していますので、令和８年第７回東峰村議会定例会を開会します。 （９時３０分）
開　　議	
議　　長	本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。 報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。 それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第１	
議　　長	日程第１　会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、 ７番　伊藤均議員、８番　大蔵久徳議員を指名いたします。
日程第２	
議　　長	日程第２　「会期の決定について」を、議題といたします。 議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。 ９番　梶原伯夫議員
９　　番	今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。 本日招集に係る令和８年第７回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る９月２日に議会運営委員会を開催しました。 まず、議案につきましては、条例改正が１件、令和８年度一般会計の補正予算が１件、令和８年度東峰村簡易水道事業会計の補正予算が１件、令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計の補正予算が１件、令和７年度決算認定が４件、報告が１件、請願１件が予定されています。 会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日７日から１８日までの１２日間と決定いたしました。 会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。 まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い６名の議員の一般質問を予定いたしております。 決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。 １０日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決及び本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。 以上、簡単でありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。 本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。
議　　長	ただ今、議会運営委員長より報告がありました。 本定例会の会期は、本日７日から１８日までの１２日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認め、会期は、９月７日から９月１８日までの１２日間と決定をいたしました。
日程第３	

議　　長	日程第３　事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 （事務局長議案上程報告）
議　　長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第４	
議　　長	日程第４　「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村　　長	皆さん、改めましておはようございます。 本日、ここに、令和８年第７回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきましてご理解をいただき、深く感謝を申し上げます。 昨日になりますが、嘉麻市において福岡県消防操法大会が開催され、東峰村消防団が出場、議員の皆様や消防委員様などの応援をいただき、選手の頑張り、団員の支えに熱い声援をいただきましてありがとうございます。 結果は、残念ながら３位入賞まではできませんでしたが、上位に食い込む大活躍をみせました。選手をはじめ消防団員のこの経験を生かした今後の消防・防災活動の充実、向上を心より期待するものであります。 本年も全国でさまざまな災害が発生しています。本村では、梅雨末期の大雨の対応後、高温・少雨の状況が続いておりましたが、７月の熊本地震をはじめ８月には千葉県を中心とした豪雨、２７日からの大雨で、富山県、石川県、福井県、鹿児島県で、相次いで線状降水帯による大雨や土砂災害の特別警報が出され、大雨による道路冠水などで多数の住宅に浸水の被害が出ました。これらの災害により、亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。 東峰村においては、消防団の活動が住民の安全安心の生活を支えています。改めて消防団が健康で充実した活動、それをお願いするものであります。 さて、7月１８日から８月１９日まで、１４の会場で行政懇談会を実施いたしました。４年ぶりでしたが、前回を超える皆様にご参加いただき、有意義な懇談会が実施できたと思っています。 ただ、今回の懇談会では、過去の要望事項について、どうなっているのかなどという質問が多く、また、それに回答できる職員がいなかったため、後日積み残しの案件が目立ったと感じています。 どのような場で、手順で受けたかはっきりしない案件があり、庁内でも確認や対応作業を行っておりますが、要望事項は必ず文書でやり取りを行うという形で、区長会においてお願いをしているところではありますが、この辺りについても今後ＤＸなどの技術を活用し、より簡単で手違いのない確実な業務執行を行う必要があると考えております。 村としても少ない財源の中、たくさんの要望をすべて答えることはできないのが現実であります。緊急性、公共性、公平性、公益性など鑑み、きちんと皆様に見える形で説明し、ご理解を常にいただくことが肝要だと思っております。 また、５月に判明したふるさと納税のワンストップ特例適用に係る不適切な事務処理により、納税いただいた皆様や自治体に対し、多大なご迷惑をおかけした件について、確定申告が必要な皆様に対する対応として、希望する方に寄付金の返金の対応を行っており、今後も丁寧に対応させていただくこととしております。 併せて９月２日、当該職員を懲戒処分するとともに、今定例会に村長、副村長の給与の減額の条例を上程させていただき、責任と信頼回復に確実に進めていく決意を、今月

	はじめの朝礼でも厳しく訓示をいたしました。 改めて、ご迷惑、ご負担をおかけいたしました皆様に、心よりお詫びを申し上げます。 それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案等について、説明を申し上げます。 本定例会には、条例の一部改正１件、補正予算３件、決算認定４件、報告１件、合計９件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 議案第３２号、東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和８年８月１８日付、東峰村特別職報酬等審議会の回答を受け、令和８年１０月に支給する村長及び副村長の給与について減額するため、本条例の一部を改正するものであります。 議案第３３号、令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれに１億５，６８８万７千円を追加し、歳入歳出総額を４０億４，４６８万６千円とするものです。 歳出では、財政管理費７，４７０万１千円、電算管理費３１１万３千円、地域おこし支援事業費３０４万８千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業４６０万円、国民健康保険基盤安定費９７万１千円、児童福祉費９万９千円、特別養護老人ホーム管理費１６万７千円、村立診療所費３０万９千円、中山間地域直接支払事業９万３千円、中山間地域総合整備事業１８万７千円、林道施設費１，８８０万円、森林環境整備事業費５９５万円、道路維持費４００万円、河川費７５０万円、学校管理費４２万３千円、公共土木施設災害復旧費１，８６１万円、農地・農業用施設災害復旧費１，４３１万６千円を計上しております。 歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、繰越金、諸収入、村債をそれぞれ計上しております。 議案第３４号、令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、起債の借入利率につきまして、年３．０％以内を年５．０％以内に変更するものであります。 議案第３５号、令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれに９７万１千円を追加し、歳入歳出総額を３億１，２６０万２千円とするものです。 歳出では、交付金償還金９７万１千円を計上しております。 歳入では、一般会計繰入金を同額計上しております。 認定第１号から第４号につきましては、令和７年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定を求めるものであります。 報告第３号、令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告につきましては、地方自治法第２２１条第３項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、令和７年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第２４３条の３第２項の規定により、議会に報告するものであります。 以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。
議　　長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第５	
議　　長	日程第５　一般質問につきましては、日程第６から日程第１４までの補足説明終了後に行います。
日程第６	

議　　長	日程第６　議案第３２号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	１１ページをお開きいただきたいと思います。 議案第３２号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和８年９月７日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、令和８年８月１８日付、東峰村特別職報酬等審議会の答申を受け、令和８年１０月に支給する村長及び副村長の給与について減額するため、東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正するものである。 １２ページをお願いいたします。 東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表でございますが、第１条、令和８年１０月１日から令和８年１０月３１日までの間に、東峰村長及び副村長の給与の月額を減額するものであります。 村長におきましては１００分の２０、副村長におきましては１００分の１０とするところでございます。 附則、この条例は、令和８年１０月１日から施行する。以上でございます。
日程第７	
議　　長	日程第７　議案第３３号「令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号)」について、補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	１３ページをお願いいたします。 議案第３３号「令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号)」 令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。 第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５，６８８万７千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０億４，４６８万６千円とする。 ２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。 第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債の補正」による。 令和８年９月７日提出、東峰村長名でございます。 １４ページをお願いいたします。 第１表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 ９款１項分担金でございます。補正額２５２万５千円の増、２項負担金１３９万２千円の増額です。 １１款２項国庫補助金７００万７千円の増額、１２款２項県補助金５９５万円の増、１５款２項基金繰入金７，４７４万３千円の増額、１６款１項繰越金２，６２４万６千円の増額です。 １７款４項雑入１２万４千円の増額、１８款１項村債３，８９０万円の増額でございます。 補正額の合計１億５，６８８万７千円、歳入合計４０億４，４６８万６千円でございます。 続きまして、１５ページのほうをお願いいたします。

	歳出のほうでございます。 ２款１項総務管理費８，５４６万２千円の増額、３款１項社会福祉費９７万１千円の増額、２項児童福祉費９万９千円の増、３項老人福祉費１６万７千円の増、４款１項保健衛生費３０万９千円の増、６款１項農業費２８万円の増額です。２項林業費２，４７５万円の増、８款２項道路橋梁費４００万円の増、３項河川費７５０万円の増額です。 １０款２項小学校費４２万３千円の増、１１款１項災害復旧費３，２９２万６千円の増額でございます。 歳出合計１億５，６８８万７千円、計４０億４，４６８万６千円でございます。 １６ページをお願いいたします。 地方債の補正でございます。 中段、災害復旧事業債１，６６０万円を増額し、限度額を５，９９０万円とするものです。 その下、緊急自然災害防止対策事業債１，６３０万円を増額し、１億９４０万円とするものでございます。 その下段ですね、緊急浚渫推進事業債、こちら新規で６００万円を計上し、限度額を６００万円とするものです。 計、全体で３，８９０万円を増額し、限度額を３億４，３４０万円とするものでございます。 それから、利率のほうでございます。 現状、年３％以内としているものを、年５％以内とするものでございます。昨今の社会情勢によるところでございます。 続きまして、１９ページのほうをお願いいたします。 歳入の明細のほうになります。 ９款１項１節農地・農業用施設災害復旧費分担金でございます。２５２万５千円の増、それから、９款２項４目１節総務費負担金１３９万２千円、公民館照明ＬＥＤ化事業の地区負担金でございます。 １１款２項１目２６節緊急経済対策地方創生臨時交付金２７８万３千円の増、３３節地域診療情報連携推進費補助金１５５万６千円の増額です。それから、９目１節公共土木施設災害復旧費国庫補助金２６６万８千円の増、１２款２項８目１節災害復旧費県補助金５９５万円の増でございます。こちら農地・農業用施設災害復旧費の県の補助金です。 それから、１５款２項１目１節財政調整基金繰入金６，８４３万９千円の増、１２目１節施設改修等基金繰入金３５万４千円の増でございます。 ２０ページのほうになります。 ２１目１節森林環境譲与税基金繰入金５９５万円、１６款１項１目１節繰越金２，６２４万６千円、前年度の繰越金になります。 １７款４項１目１節雑入１２万４千円、中山間地域等の直接支払交付金の返還金でございます。 １８款１項９目災害復旧事業債、１節災害復旧事業債１，６６０万円の増、１２目１節緊急自然災害防止対策事業債１，６３０万円の増でございます。１４目１節緊急浚渫推進事業債６００万の増でございます。 ２１ページのほうをお願いいたします。 歳出のほうになります。 歳出につきましては、各課ごとの説明というふうにさせていただきます。 ２款１項３目財政管理費、２４節積立金でございます。７，４７０万１千円の増で、財政調整基金のほうに２，７９８万１千円、それと施設改修等基金積立金に２，７９８

	万１千円、こちらのほうは前年度の繰越分の積立というところになります。 それから、真ん中の減債基金積立金、こちらは普通交付税の所要額分を臨時財政対策債の分として積み立てるものです。１，８７３万９千円です。 それから、３５目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、全体で４６０万円の増となりますが、こちら物価高騰の事業の関係で、公民館のＬＥＤの改修、こちらのほうの工事費となりまして、委託料１０万円が設計費、それから工事請負費が４５０万円というところでなっております。総務企画課からは、以上です。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	２１ページをお願いいたします。 歳出、２款１項２６目地域おこし支援事業、１８節負担金補助及び交付金、補正額３０４万８千円、起業人派遣元への負担金でございます。 当初は、起業人１名により、将来の地域ＩＴ企業トホテックの操業準備を中心に取り組んでおりました。その後、生成ＡＩ研修や業務改善の支援、全庁ヒアリングなどを進める中で、庁舎内のＤＸ推進についても取り組むべき課題が明確になってまいりました。 しかし、これらの取り組みをトホテックの操業準備と並行して、１名で進めることは困難な状況となっております。このためトホテックの操業と庁舎内のＤＸ推進の両方を着実に進めるため、起業人１名を追加する費用を補正するものでございます。以上でございます。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	２１ページをお願いいたします。 ２款１項１４目電算事務費、１２節委託料でございます。補正額３１１万３千円でございます。 こちらにつきましては、医療費助成のオンライン資格確認の対応のための改修費用として増額補正するものでございます。財源内訳としましては、国が２分の１、村が２分の１となります。 先ほどの歳入の説明にもございましたが、１９ページの１１款２項１目総務費国庫補助金の３３節の地域診療情報補助金の１５５万６千円を充当するものです。 内容としまして、令和９年度以降も継続して、大分県日田市医師会に所属する医療機関においても、公費医療の現物給付を受けることができるようにするために、国の補助金を活用し、医療費助成のオンライン資格確認のシステムを改修する必要が生じたためでございます。 続きまして、同ページの、２１ページの３款１項３目国民健康保険基盤安定費の２７節の操出金でございます。補正額としまして９７万１千円でございます。 内容としましては、令和７年度国民健康保険の特別交付金等の精算による返還金が不足したために、増額補整をするものでございます。 続きまして、３款２項１目児童福祉費でございます。補正額を９万９千円を計上しております。 内容としまして、令和８年度の保育所審議委員会につきまして、当初は３回の開催を予定しておりましたが、新たに協議すべき案件が発生したために、追加で審議委員会を開催するための費用として計上するものでございます。 内訳としまして、１節の報酬が３万９千円、審議委員の報酬として計上しております。７節の報償費でございますが、６万円です。審議委員会のアドバイザーの謝金でございます。 続きまして、３款３項９目特別養護老人ホーム管理費の１８節負担金補助及び交付金でございます。補正額としまして１６万７千円を計上しております。特別養護老人ホー

	ムであります宝珠の郷の施設修繕費等の負担金となります。 　内容としまして、宝珠の郷の厨房、トイレの汚水管の配管の改修が必要となり、宝珠の郷の管理に関する基本協定第１４条の第２項第２号の規定に基づき、村が負担すべき費用として、工事費の３分の１の１６万７千円を支出するものでございます。 　続きまして、２２ページをお願いいたします。 　４款１項５目村立診療所費、１８節負担金補助及び交付金でございます。補正額３０万９千円でございます。朝倉医師会の負担金の不足分が生じたもので計上するものでございます。 　内容は、村立診療所の所長、医師でございますが、医師会加入負担金の請求額の誤りがございまして、その不足分を増額補正するものでございます。住民福祉課の説明は、以上です。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	２２ページをお願いします。 　まず、６款農林水産費でございます。１項８目２２節償還金利子及び割引料でございます。補正額として９万３千円を計上させていただいております。 　内容としましては、中山間地域直接支払事業におきまして、令和７年度の会計検査による確認において、令和２年度から令和６年度までの取り組みで返還が必要となったものについて補正を行うものであります。 　対象協定が竹、岩屋、東峰中部になります。返還理由は、農地転用により対象外となったもの、田んぼで申請してあったが畑であったものが確認され、国庫等精算返還金として歳出の補正予算に計上させていただいております。 　次に、６款１項９目１４節の工事請負費でございます。補正額としては１８万７千円を計上させていただいております。 　内容としましては、棚田交流館展望台の木柵が劣化しておりまして、一部が壊れている状況です。全体としてぐらつきもありますので、以前補修から数年経過しているところでもあります。 　全体建て替えについては検討中でありますけれども、竹棚田周辺は観光客の往来がありまして、１０月にもライトアップが予定されているので、安全対策のために早急に補修が必要なため、応急対策費用として算出した補正予算を計上させていただきました。 　続いて、６款２項林業費、５項１４節の工事請負費のうち農林建設課に関係しますのが、古城原残土置場整備工事でございます。補正額として２５０万を計上しております。 　内容としましては、現在、県代行事業としまして朝倉農林事務所が開設工事中の林道小田土師山線の建設発生土の一時仮置き及び最終処分地として、古城原第２残土置場の使用を行っているところですが、工事発注者である朝倉農林事務所と協議を行い、今後は林道小田土師山線の工事完了まで県で整備を行ってもらったうえで、村に返還してもらう方法です。 　その前に、県に引き渡す前に場内整備及び排水工事を村のほうで行うため、今回補正額として２５０万を計上しております。 　次に、６款２項１０目森林環境整備事業費、１４節の工事請負費でございます。補正額として５９５万円を計上させていただいております。 　内容は、８月３１日の全員協議会でもご説明しましたが、買い物拠点施設の隣接民地及びＢＲＴ側の目隠しフェンスの設置に必要な工事費として、当該フェンスについて、防腐加工をした木材タイプのものを使用しますので、財源としては森林環境譲与税よりこれに充てることとしております。 　続いて、８款土木費、２項２目の道路維持費、１２節委託費と１４節工事請負費でございます。補正額としては、委託費に７０万、工事請負費に３３０万を計上させていた

	だいております。 　内容としましては、林道栗林線における横断側溝部の段差解消として実施する改修のために、測量設計費及び改修工事費を積み上げたものになります。 　最後に、８款土木費でございます。３項河川費、１目１４節工事請負費のうち河川小規模工事でございます。補正額として１５０万円を計上させていただいております。 　内容としましては、村が管理する河川において、当初１０カ所予定しておりましたが、追加対応して６カ所、迫川、（　上谷川　）、釜床川等につきまして、今回の補正にて対応するものでございます。農林建設課の分は、以上でございます。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	同じく２２ページをお願いいたします。 ６款２項５目林道施設費１，８８０万円の補正のうち、１２節委託料としまして３８０万円、１４節工事請負費としまして、１，５００万円のうち１，２５０万円、緊急自然災害防止対策事業債としまして、測量設計委託、林道大日ケ岳線、こちら３カ所分でございますが、そちらのほうの補正をするものです。 それから、その下の工事費、同じく工事費の１，２５０万円に関しましては、林道（　湯之谷吉木線　）３カ所、それから同じく牟田白石線の１カ所の工事を行うものでございます。 一番下段になります。８款３項１目河川費７５０万円の補正のうち１４節工事費の内訳としまして、村有河川の緊急浚渫工事、こちらのほう桑鶴川と（　ますがひら川　）、６００万円の補正を行うものでございます。 ２３ページをお願いいたします。 １１款１項２目公共土木施設災害費１，８６１万円の補正でございます。 内訳としまして、１２節委託費２７１万円、説明としましては、令和８年度の測量設計委託、第２山の神川１５１万円、それから、同じく単独債としまして栗林地区の道路１２０万円、その下、１４節工事請負費１，５９０万円、令和８年度災害復旧工事としまして第２山の神川４００万円、その下、令和８年度の一般単独災害復旧工事としまして、５カ所分としまして１，１９０万円、その下でございます。同じく３目農地・農業用施設災害復旧費としまして１，４３１万６千円の補正、説明としましては、１２節委託料３３１万６千円の補正、令和８年度の測量設計委託としまして３カ所分２９２万６千円、同じくその下、増高申請の事務事業の委託料としまして３９万円、３カ所分でございます。 その下、工事請負費としまして１，１００万円、令和８年度の災害復旧工事、農地が２カ所、それから施設が１カ所分でございます。以上でございます。
議　　長	教育課長
教育課長	２３ページをお願いします。 １０款２項１目１３節の使用料及び賃借料になります。JamfRo ライセンス使用料、学校で使われています iPad のライセンスの使用料となっております。金額は４２万３千円でございます。教育課は以上でございます。
日程第８	
議　　長	日程第８　議案第３４号「令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号)」について、補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長
農林建設課長	２５ページをお願いします。 議案第３４号「令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号)」 （総則）第１条、令和８年度東峰村簡易水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

	（企業債）第２条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり改める。 起債の目的、公営企業会計適用債、こちらは補正前と同じです。 限度額７２０万、こちらも補正前と同じです。 起債の方法、証書借入で、こちらも補正前と同じです。 利率、年５％以内、補正前は、こちらは年３％でした。 償還の方法、借入先の融資条件による。こちらも補正前と同じです。 令和８年９月７日提出、東峰村長名でございます。 こちらの簡易水道会計の補正につきましては、企業債の利率を、当初の利率年３％以内から補正後の利率年５％に改めるものです。 先ほど一般会計のときにもありましたけども、昨今の情勢にあわせた改変になります。以上です。
日程第９	
議　　長	日程第９　議案第３５号「令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号)」について、補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	２６ページをお願いいたします。 議案第３５号「令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号)」 令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９７万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1，２６０万２千円とする。 第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。 令和８年９月７日提出、東峰村長名でございます。 ２７ページをお願いいたします。 第１表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。 １０款１項他会計繰入金としまして、補正額９７万１千円とします。 歳入合計を3億1，２６０万２千円とします。 ２８ページをお願いいたします。 歳出でございます。 ９款１項還付金及び還付加算金で、補正額９７万１千円とし、歳出合計を3億1，２６０万２千円といたします。 ３１ページをお願いいたします。 歳入でございます。 １０款１項１目一般会計繰入金の８節その他一般会計繰入金としまして、９７万１千円とします。国県の返還金でございます。 こちらにつきましては、先ほど一般会計でも説明しましたが、3款1項3目の国民健康保険の基盤安定費の繰入金を歳入として繰り入れるものでございます。合計を3億1，２６０万２千円といたします。 ３２ページをお願いいたします。 歳出でございます。 ９款１項１０目その他償還金、２２節の償還金利子及び割引料９７万１千円です。 内容としまして、令和７年度の国民健康保険の特別交付金等の精算により、返還金が

	不足したために増額補正をするものでございます。 歳出合計を３億１，２６０万２千円といたします。以上でございます。
日程第１０～ 日程第１３	
議　　長	日程第１０　認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第１１　認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 日程第１２　認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第１３　認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 を、一括議題とします。 ６番　佐々木孝議員
６　　番	動議を提出します。 認定第１号から認定第４号までの令和７年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算・簡易水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することを望みます。
議　　長	５番　樋口朗議員
５　　番	ただ今の佐々木孝議員の動議に賛成します。
議　　長	ただ今、佐々木孝議員より動議が提出されました。 認定第１号から認定第４号までの令和７年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算・簡易水道事業会計決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して審議することを望むということでございます。 この動議は、１人以上の賛成者がありますので成立しました。 お諮りいたします。 ただ今の佐々木孝議員の動議に賛成される方は、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、認定第１号から認定第４号までの令和７年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算・簡易水道事業会計決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	動議を提出します。 決算審査特別委員会の委員長に梶原伯夫議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦したいと思います。
議　　長	５番　樋口朗議員
５　　番	ただ今の佐々木孝議員の動議に賛成します。
議　　長	ただ今、佐々木孝議員より、決算審査特別委員会の委員長に梶原伯夫議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、１人以上の賛成者がありますので成立しました。 お諮りいたします。 梶原伯夫議員を委員長に、大蔵久徳議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、梶原伯夫議員が決算審査特別委員会の委員長に、大蔵久徳議員が副委員長に選出されました。

日程第１４	
議　　長	日程第１４　報告第３号「令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	３７ページをお願いいたします。 報告第３号「令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 地方自治法第２２１条第３項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より、令和７年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第２４３条の３第２項の規定により議会に提出する。 令和８年９月７日提出、東峰村長名でございます。 決算諸表につきましては、３８ページから４３ページのほうになっております。 説明につきましては、事前にご説明のほうさし上げておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。以上でございます。
議　　長	補足説明を終了します。
休　　憩	
議　　長	１０時３５分まで休憩します。 （１０時２１分）

再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、再開します。 （１０時３５分）
日程第５	
議　　長	日程第５　一般質問を行います。 一般質問は、６名の議員より提出されています。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は１時間以内となっています。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 ７番　伊藤均議員の質問を認めます。 ７番　伊藤均議員
７　　番	一般質問に入ります前に、本議会が、７月２８日の熊本地震並びに北陸３県のですね、災害が、豪雨災害等が発生し多くの方が亡くなられておるということに対しましてですね、まず、お見舞いを申し上げたいと思っております。 それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思います。 まず、災害復旧について、お尋ねをしたいと思います。 まず、確認をしたいと思います。 本年３月の定例会であったかと思います。２９年度の災害復旧については、本迫川の一部を除いて全部完了したというような報告を受けたかと思います。 再度質問いたしますが、本当に終わったのでしょうか。まず、伺います。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	ご指摘の平成２９年災害における復旧ということですが、本村の各種、その当時ありました公共災から水路災等々ございました。各種の災害におきまして、補助事業並びに起債事業などを行って復旧しております。 当初の予定していた箇所につきましては、箇所数などの変更等々がありましたので変更もありましたが、農地・農業用施設災害の屋椎地区の一部を残しましてすべて完了している状況でございます。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	どういうんですかね、査定をした分については完了しましたということですか。先ほどのですね、村長のあいさつの中にも何かちらっと触れておったかと思います。 行政懇談会の中で「うちんとはどげんなったとね。」といったような声が、行政懇談会の中であったと思います。これは２９災なんだけど、どういう取り扱いになってますかというのが、所々の地区で出たかと思いますね。 これについては、終わってないと我々は思うんですけれども、ただ、査定分が終わりましたということではなく、全体として本当に終わったのかということを確認しておるんですけど、いかがですか。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	議員ご指摘のとおり、今回の行政懇談会におきまして、２９年災、令和５年災かもしれませんけど、それ等々の質問ございました。 ２９年災につきましてはですね、補助事業じゃなくてですね、起債等々で行った部分、小災害等々とか、そういう部分を村としては終わっているところでございます。 ただ、その当時数千件あった部分がございますので、その当時文書等々ではですね、配っているところなんですけれども、自分の申請というか報告した部分が残っていたということでございまして、そのときの質問なりになったかとは思います。

	ですが村としてはですね、終わっているところでございます。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	それじゃあですね、この行政懇談会のときに、これはもう地区名もあれなんですけど、板屋地区でため池の崩落、これはもう２９年災のときにあって相談をしておったと。ただ、未だそれについては答えもないし、これを復旧するといったようなことも何もないと。これはどんなになっているんですかと。 これは災害として認めてないとか、ため池はもう駄目ですよとか、いったようなことも何もない。本来言う、ため池が崩壊した分の一部については、これはやるべきものじゃないかなと。その辺りの考え方を併せて説明していただけますか。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	本質問がですね、部分的な板屋地区のため池ということでご指摘がございました。 そちらに関しましては調査しなければなりませんけれども、板屋地区の奥のたぶん部分で、板屋地区から出された質問だと思っております。今回の行政懇談会におきましてですね。 その部分につきましては、そのあと現場等々に行きまして、見ました。基本的にはため池という名目はございますけれども、それに関する農地等々ございません。要するに、ため池としての機能を果たしていないというところがございます。 ですので、たぶん当初におきましても、それを鑑みまして、そういう説明をしているものではないかと思っております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	その説明はおかしいんじゃないですか。 基本的に、じゃあ、ため池は我々のところもあります。ずっと昔はね、山腹あたりも全部田を作っておりましたんで、ため池が所々ありますよね。 じゃあ、もうため池は用をなしてないから災害の対象でもなんでもないと、いうような今の答弁のように聞こえるんですけれども。じゃあ、災害があったら、それは自分たちでやってくださいよと、いうことで言ってあるんですか。それとも、これはもう災害の要件に入りませんよと言ってあるんですか。 きちっとした、こういうものについては、どうしますというものを示していただきたいんですけどね。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	農地・農業用施設災害の要件としましてですね、要するにそういうため池としての要する田畑等々がなくなればですね、要するにため池としての機能がもう失われているわけです。ですので、農地・農業用施設災害としての復旧としては、なかなか難しいものと思っております。 ならどうするのかということになります。ため池というのは元来たぶん谷筋にございまして、そこの一応水流というか流れですね、を止める機能が、ため池の田畑等々のイゼにもそういう形であると思いますけれども。 ですので、事業的にはですね、農地・農業用施設災害ではなくて、違う事業で行う。では、違う事業は何かと言いますと、県の治山事業等々で行うが適当ではないかと考えております。以上でございます。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	災害対策室長は、じゃあ、これは、ため池は農地・農業用施設災害に該当しないから、あと治山でどうのと。 じゃあ、そういうのをね、話があっとって、何もやってないということになるよね。結局、行政懇談会の折にも言われたのは、なぜそうやってね、２９年災終わったあとにすぐ言ってたんだけど、何の返事もない、何もしない、どうなるんですかというこ

	とをこの前言われたと思うんですよ。 　じゃあ、なぜ、例えばあなたが言う農地・農業用施設災害は難しいですが、何かやっぱりそういうものを考えてやらないかんですね、早くから答えが出てもいいはずなんです。何もしない、何の報告もないということに、まず問題があるんじゃないかと。その中で、じゃあ、どういうやり方がありますよと、いうところが出てくるんじゃないかなと。 　我々のところにもため池があって、これはもう今は水が少ししか入ってないから、大きな災害があっても止水として活躍をしてもらっているんだけれども、やはりもう今必要がないものはなかなか手が回らないと。いつかため池も壊れることがある可能性もあると。 　ただ、やはり少しでもそういうものが見られるものについては、何かで補修しとかないと、今度は民家への災害という形にもなってくるということが考えられるかと思うんです。まずはその対応をね、どんなふうにしてやるのかと、いうところをきちっとお答えいただきたいと思います。
議　　長	村長
村　　長	自分が開会のときのごあいさつでもちょっと所感というかですね、行政懇談会の反省として申し上げたところでございました。 ２９年災害からもう９年経ちます。その中で先ほど室長が申したとおり、とてつもない災害の件数ではございましたが、この整理のあり方、また、今回行政懇談会で質問というか要望という形、要望というかですね、再要望という形でいただいた部分につきましては、今、きちんと一覧表にしております。 　それについて、もう１カ月近く経って、板屋だったら経つんですが、ちょっと進捗について必ずフォローアップをする、それを整理するという形にはしていたんですけど、まだ対象の方ときちんと結論というかですね、それを出してないようでございましたので、それについてはまた厳しく指示を出したいというふうに思っております。 　公共事業でございますのでいろんな形がございます。先ほど言ったとおり補助災、単災、激甚にあたっては小規模災害、あと、まだ村においても単独の自力復旧とかございましたが、やっぱり要件の中で行っていて、それに合わない分については、里山とか村で行っている分何ができるか、そういった部分をきちんとやっぱり答えを求めて相談をしておりますので、その答えを、仮にできませんという苦渋の答えであっても、やはりきちんと伝えて理解をいただかなければいけないというのはですね、しっかり職員一人一人がきちんとわきまえておかなければいけないということを、今回の行政懇談会で感じるというか、やらなければいけないというふうに思いましたので、この分については、今後一つ一つフォローアップをいたしまして、今、区長会のほうでも行政懇談会で出た質問については共有をしております。これについて、今後しっかりその分のフォローはやっていきたいと思っております。 　それぞれの事業について、先ほど言ったとおり相談が、口頭でされる分について、どうしてもフォローアップができているかどうかというのが、確認ができにくいという部分がございましたので、やはり口頭でいただいても必ず物として残せるようなですね、仕組みというのもしっかり作らなければいけないというのも思っているところでございます。 　ちょっと今後のことにはなりますけど、これまでの分についてもしっかりフォローアップはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	言われるとおりですね、フォローアップ等はしっかりやっていただきたいと。そう

	しないと、結局ずっと村民の皆さんは「言ったけど、何もしてくれん」ということが、ずっと出てくるという形になりますので。 担当課長は何年に１回代わるから、「僕のときじゃなかったばってんな」と思ったり、いろんなことはあるのかと思うけど、結局担当部署としてのものは変わりようがないんで、しっかりその辺りのところはですね、やっていただかなければいけないのかなと思っております。 また、これについては岩屋のほうでも何か、２９年災のとがまだ終わっとらんけどねという話があったかと思います。いろんなところでそういう、何というかな、フォローアップ等やってないから、「まだ終わらん、どげんなっとるとね」ということがたくさん出て来たからこそ、村長があいさつの中で言葉として出て来たのかなというふうには思っております。 これについてはですね、ぜひともそういう形でお願いをしたいと思います。 それから、２番のですね、この山腹崩壊、これについての基本的な考えを教えていただきたいんですが。 なかなか民家に近いところ等はですね、危険箇所等で地がけで修復をしてきました。これが、どこまでが地がけとして認めるのか、どこまでが考え方としてあるのかと。 極端な言い方しますと、朝倉市のときには、もう山の上なんかそのままですよね。全く手も付けないと。じゃあ、どこまでが結局、そういうものについての考えのもとなのかと。どこまで行ったら山腹で、これどうしようもないですもんね、といったようなところが出てくるのか。なんかそういうところの規定というか、範囲があったら、まず教えていただきたいんですが。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	山腹崩壊についての範囲の質問でございました。 山腹崩壊の復旧ということにつきましては、先ほど言われましたように地がけとか、いろんな事業がございます。規模に応じてという言い方は申し訳ないんですけど、規模に応じていろんな復旧事業がございますけれども、復旧対象、その事業ごとに復旧の対象が違ったりもしますけれども。 その被災の角度とか、ちょっとこれも事業ごとにあります。被災の民家が２軒あるとか５軒あるとか、そういう等々があります。 一番の要件としましてはですね、各種災害の復旧事業につきましては、保全対象があるかないか、が重要な要件の一つでございますのは、議員の方もご存じのとおりと思います。 家屋それから農地、農業用施設、公共施設、その用地などがそれに該当するものでございますが、それの対象保全がどこまでいくかというのはですね、やはりその被災対象を見なければ分かりづらいところもございます。 先ほど言われたとおり、山の上の中腹とか上のほうですね、ちょっと遠くから見ればすぐ分かる地すべりがある部分というのは、なかなかちょっと保全対象が見当たらないので、どうしても復旧事業の対象とはなかなかなり得ないと思っております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	だからこそね、具体的に、じゃあどうなのかと。 例えば、民家があったら、これはどうなりますよというようなね、具体的なものは全くないわけ。 結局どこまで、先ほど言った山腹も、奥のほうそれは民家等の危険箇所には当たらないから、補助対象になかなかなりにくいですよというのは分かります。

	じゃあ、どこまでがどうなのかと。 我々のところの山腹崩壊については、結局最終的には治山でやりますと。本来は治山の予定ではなかったけど、県との協議の中で治山になって、治山やったかな、ちょっと記憶にないんですけど、そういうもので対応しますといったような形になってきたりしているんですよね。 じゃあ、これが、県との協議とかいろんなものがあるから、難しいのは分かりますけども、どこまでが考え方としてあるのかというのが、もう少し具体的にね、表現できる形にはならないんですか。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	平成２９年災以降、地がけ事業を主に行ってきております。要するに法面の復旧等々はですね。 それにつきましては、民家が２戸以上、それから、要するに公共施設、道路、それから公共施設等々があります。 それから、すみません、角度というのが、今ちょっと宙に覚えていませんが、そういうのもございますので、それと高さが５ｍ以上とか傾斜度が３０度以上とか、そういうのもあるところでございます。 ちょっとすみません、羅列が前後しておりましたけれども、そういった諸々の諸要件はあるところでございます。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	対策室長が言ってるのは、それは補助要件の話。 要するに危険箇所、村がね、やります、やりませんというところの範囲。だから、その要件に合わんとできませんと、いう形でお断りをするということ。 非常に条件的な話はいろいろあるかと思います。それは後でまた説明を受ければいいのかなと思うんですけれども。考え方として、どこまでが村としてもやれると。 なかなか答えにくい話だとは思うんですけれども、要件に合わなきゃできませんということで突っぱねるのか。どこまでがやっていきたいというようなことの考え方があるのか、その辺りのところはどんなになるんですか。
議　　長	村長
村　　長	すみません、自分は実務ではないんですが、いろんな話を聞いてる中でですね。 治山事業は皆さん、よくどこでもやっておりますので分かっておると思います。 先ほど室長が申しました地がけ事業、これについてもやっぱり採択基準、先ほど室長が言ったのは、補助基準というよりは採択基準、同じ扱いだとは思いますが、そういった形で事業に取り掛かれる基準というふうに理解していただきたい。 その２９年のときに、そういった家の裏の崩落とか、そういった案件が非常に多かったという形もあって、１軒でも裏が危ない方をどうするかという形で、小規模治山事業というのを村単独で作りまして、その事業につきましては、今も継続をさせていただいているところでございます。 それぞれの状況においてですね、どの事業が採択できるかという部分については、やっぱり現場現場で変わる部分がございますので、県事業であれば県のほうに報告をし、できないときには小規模治山とか里山空間で危険物の除去、そういったものに取り組んでいただいているところでございまして、一律にもう、こうなったらこうという教科書みたいな判断基準というのは、数字の上だけでしか今のところ設定はされてないというふうに、ご理解をいただければというふうに思っておるところでございます。 最終的には村単の小規模治山で、限度額としてはですね、事業費３００万という形でございますが、させていただいているところでございます。以上です。

議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	なかなかケースバイケースで難しいというのは分かります。 結局、最終的には、件数とかいろんな話はまた別に聞きますけれども、その中で相談をくださいと。相談にしっかり答える形でね、努力をさせていただきたいというお答えで理解していいんですかね。
議　　長	災害対策室長
災害対策室長	議員おっしゃるとおり、個々によってちょっと状況等々が変わりますので、ぜひ、そういうご心配等々がありましたらですね、ぜひ、ご相談いただければと思っております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	それでは、次に行きたいと思います。 災害危険箇所のですね、復旧についてお尋ねをしたいと思います。 村内において災害危険箇所と思われるものがですね、多々散見されるわけなんですけれども、この災害危険箇所の修復についても、何か諸要件とかいうようなものがですね、とか基本方針とか、そういうものが何かあるんですか。まず、それから教えていただきたいんですが。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	今の伊藤議員のご質問に対する回答ですけども。 基本方針として書き物があると言ったら、既存ではございません。のが一つあります。 その中でもですね、村内に災害の発生の恐れがある危険箇所が存在することはですね、村としても認識しております。住民の安全安心を守ることを最優先に対応しているところです。 具体的に住民の皆様から相談などに基づいて現地確認を行いまして、対策の必要がある場合は検討したうえで対応を行ってきております。 対策箇所の決定にあたりましては、人命を守ることを最優先に、住民の日常生活や避難行動に直結する道路、河川、斜面など、緊急性、重要性を考慮して、基本的に予算の範囲内で対応しているところです。 また、村単独で財源、技術面での限界もありますことから、福岡県、国の支援も最大限に活用しまして、連携して取り組んでいるところです。引き続きですね、住民の命と暮らしを守ることを最優先に、危険箇所の早期解消に向けては取り組んでまいりたいと考えております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	言われていることは分かります。 じゃあ、これについてですね、災害復旧をやるのに、なんか優先順位が何かがあるんですかね。 例えばですね、村道奈良尾線のカーブのとこに村が持って来てコーンを置いてますね、崩落しよるからと。それから、掛橋線においてもコーンを持って来て置いてますよね。 もうこれ、課長はですね、代わってすぐだからあれやけど、もう５年も６年もなるわけ。全くコーンを置いてそのまま、崩落してるから危ないですよと言うてもそのまま。 じゃあ、これはなぜできないのか。何か優先順位かなんかあるのか。人命に危険と、あそこ車通ってますからね、危険は十分危険なんですよ。 村民から要望があった。だから、話があってもね、すぐやれるか、それはやれないのは分かります。でも、６年も７年もほたったまんまと、コーンは置いたまんまと。

	コーンのほうが今度は崩れるようになってきておる。 　まだ、未だにできないというのはね、何かあるんですかと、要件が。できないのはなぜですかと、いうところをまずお聞かせいただきたいんですが。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	今、伊藤議員のご指摘のあった奈良尾線、掛橋線、現在設置しているカラーコーンですね、これが設置して何年も経過しているというところは、私も来たばっかりではありますけれども、過去からの引継ぎで、かなり設置から数年経過しているというところは伺っております。 　この奈良尾線、掛橋線の２カ所については、令和５年から７年度にかけてですね、測量設計を既に行っております。対策費を令和８年度とか計上しなかった理由というところは、ちょっと私も存じ上げないのですけれども、現地、私も伊藤議員からの指摘を受けまして現地に行かせていただきました。 　落石した石もそのままの状態で、カラーコーンは設置されているものの非常に危険だなという認識もしましたので、こちらについては設計も完了しておりますので、令和９年度当初予算にですね、こちらのほう計上して、財源のほうも県の補助とかですね、そういったところを要求して対策にあたっていきたいと思っております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	できるだけね、やっぱり早く対応してもらわな、今ごろ言って、やりよりますと。 　課長に言うわけではないんですけども、先ほどのと一緒で、危険は危険ともうはっきり分かっているんだから、やってもらうということを大事にしてもらわんとね、じゃあ、そのままかという形になりますのでね、早期の対応をやっていただきたいと思います。 　それからもう１個、大行司の信号付近にもコーンがありますよね。相談をしたら、要望書を出してくださいと。危険箇所は相談じゃなくて、区長さんか何かが要望書を出さんといかんとですか。そういうことを区長さんは言われたと、要望書を出してくださいと。 　私が危険箇所を言うと、報告はしても要望書を出さなんとねと。要望書を出さないとできませんよと、いうようなのと同じようなことになるかと思うんですよ。この辺りのところはどんなになっておるんですか。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	ただ今、伊藤議員からご指摘のあった大行司の交差点からの、県道５２号線の落石の危険があるということで、看板も設置してあるところかと思います。 　こちらにつきましてはですね、村としての認識としましては、落石があるという危険性があるので、県に対して、事業者は、道路管理者は県になりますので、県への対策要望としてですね、地元地区からの要望も踏まえてですね、村から進達という形で県にお願いしたいというところで、区長さんのほうにはですね、要望書を上げていただくように区長会のほうでお願いしているところであります。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	なんか少し違うのかなと。 　確かにあそこはね、県道です。だから、県のほうに要望しなければいけない。要望するのは村が要望するんであって、「危険です。どうかしてください。」って村民の皆さんは村に要望しますよね。それを進達したいということであればね、要望書を村が作って、これでどうですかという形でするのが、僕は普通ではないかと。村民の皆さんはそれに相談に来てるんだから、それで要望書を出してくださいという話じゃないかなと思うんです。

	だから、その辺りのところはもう少し優しいね、取り扱いをしていただかんといけないんじゃないかなと思います。できるかぎり寄り添った行政運営をやっていくためには、やはりその辺りのところはもう少し考慮する必要があるのかなと、いうところがあるんですけれども、いかがですか。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	伊藤議員のご指摘のとおり、村のほうの配慮も必要だったところもあるかと思いますので、区長さんとよく話して、寄り添った対応をしてまいりたいと思います。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	よろしくお願いしたいと思います。 次に行きます。 獣肉加工施設について、お尋ねをしたいと思います。 まず、この獣肉加工施設、また今回も修理が必要だというようなことで出ておると思います。それで、今現在においてですね、この獣肉加工施設の稼働または利用状況はですね、今現在としてどんなんですか。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	今の伊藤議員からの質問にお答えします。 村の獣肉処理加工施設ですけども、令和６年１１月に施設として完成しまして、令和７年１１月より本格稼働を始めております。今年５月までですね、稼働をいただきまして、これまでシカ９頭の処理をいただいております。この冬場にですね、カモ３００羽ほどですね、加工処理の受託等も行っていると伺っております。 しかしながらですね、今年６月処理に入りまして、当該施設の冷蔵庫及び予冷庫の壁が剥離するという損傷が発生しておりまして、現在稼働を一時ストップしている状況です。夏場にですね、湿度の高い夏時間の加工をされることで、施設としても本来であればフル稼働したい時期のところで、施設の不具合でですね、施設の指定管理者の山のぼせさんにもご迷惑とご心配をですね、かけているところでもあります。 まずはですね、再稼働に向けて、今回の不具合の発生した冷蔵庫及び予冷庫につきまして、修繕を９月中に行いまして、即座に再稼働できるように進めていくところです。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	現在の状況は分かりました。 それでですね、この獣肉加工施設なんですけども、今までに何回も改修、修繕等が行われているかと思うんですよ。基本的に、私、元々この場所を設定するときに、いろんなところ、まず獣肉加工施設を造るときにいろんな場所を検討され、なかなか位置というか要望のあった形ができなかったのでというか、最終的には今の小石原小学校跡のスクールバスの車庫という形に決定をされ、施工をしたという形になっておるかと思います。 ただ、このスクールバスのですね、車庫を利用するというのが、当初の計画ではなかったかと思うんですよ。それがいつの間にかというか、コンテナハウスに変わったと。このコンテナハウスに変わって、いろんな雨除けの問題だなんだといろんなものが出てきておると。 まず、このコンテナハウスにしたとこから問題がなかったのかと、いうところを伺いたいと思いますが。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	今の伊藤議員の質問に対してですけども、施設としましては先ほど言いましたとおり、令和６年１１月に完成したところですけども、今年６月に冷蔵庫、予冷庫の不具

	合が生じるまでの間にですね、行った改修、修繕についてはですね、主に処理施設の円滑に運営していくために必要であった電気設備とかですね、給油設備、水回り等の改修を行ってきた経緯はあります。 　輸送用のコンテナにつきましてですけども、この事例というのはですね、いくつかございまして、固定施設の新築より低コスト、短期間で整備ができまして、山間部や捕獲現場に近い場所へ設置に適されているとされています。村でも専門家の助言をいただきながら、採用を決定したところではあります。 　ただ、東峰村のような既存施設の中にコンテナを入れ込みまして、その中で受け入れ、出荷までの衛生動線を確保する施設構造としたことで、使い勝手の面からしますと、作業者が使用しづらい施設になってしまったことは、村としても反省すべき点であったと認識しております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	この加工施設のですね、何と言いますかね、これをコンサルでやったのか、なんやったかちょっと忘れたんですけど、糸島のほうの方の指導でこのコンテナハウスになったんですかね。この施設を造るとに、していただいたというか、結局指導ではない、あちらはどういう形での今回の完成というか、コンテナハウスでの獣肉施設に関わってきたんですかね。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	伊藤議員のご質問についてですけども。 　専門家としてですね、糸島のほうでジビエ施設をされている方に施設の設計から、また、あとソフト的な運営含めて関わって来ていただいたところであります。 　その中で、先ほど言いましたように、獣肉加工処理施設というのは、当初の開業のときからもだいぶ遅れていたというところもあり、あと予算的にもですね、限られた予算の中で整備するというところがありましたので、その中でどういった施設が東峰村の中で適しているのかとなったときに、コンテナを利用した施設というのが事例にもありますということで、東峰村において採用に至ったというところでございます。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	これをまた、元に戻ったような話をしてもどうしようもないんで、どうしたらいち早くね、できるかと。 　それから、こういう剝離した場合については、施工業者かなんかが責任を持つんですか。結局、補正か何かかけてやるんですか。そこをちょっとお尋ねしたいんですが。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	今回生じました予冷庫及び冷蔵庫の壁の修繕につきましては、元々施設の壁についても限られた予算の中で、その時点では対応できるであろう最低限の壁材として設置してはおりましたけども、それでもやはり使用に際してこのような壁の損傷ですね、が生じてしまいましたので、これについてはもう村としてですね、修繕を急ぎ執り行いたいと思っておりまして、費用は５０万程度かかりますけども、こちらについては既存の予算の中で対応して、９月中にですね、復旧を行いたいと思っております。以上です。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	もう今できてね、稼働しているものをいろいろ言ってもあれなんですけれども、できるかぎりね、きちっと稼働してもらわないけないと。 　今、本州のほうの熊じゃないけど、東峰村はイノシシがいっぱい出る。それで農作物をやられ、防護柵も外されて入ってという、非常に苦慮をしているところですよね。 　今日も電話があって、「家の裏まで来よるけど、どうかならんとね。」と。でも、や

	はり一番の対策は捕獲をやらないことには、頭数を減らさんことにはですね、なかなか被害を減少するというのも難しいのかなと。もう家以外は全部囲うみたいな形でね、なってしまうような形になりゃせんかと。 　山のぼせさんもそうやし猟友会、わなの免許持っている人たちもしっかり頑張って捕獲はしていただきたいと思います。 　その中で、できるかぎりこの問題を対応できるように、一段の努力をですね、まずはお願いしたいと。その中で猟友会さん等々も頑張ってもらわなきゃいけないんですけれども、しっかりもう受ける施設がね、できないことには、捕っても結局販売もない何もない、結局補助金だけというような形になってしまうんでね、その辺りのところをしっかりやっていただくことで、ちょっとお願いができますか。
議　　長	村長
村　　長	これまでのいきさつについては、課長がご説明、答弁申し上げたとおりでございます。伊藤村議言われるとおり有害鳥獣、特に自分も有害鳥獣対策協議会の会長という職に仰せつかっておりまして、毎年捕獲の状況とかそういった分についてはですね、協議会の皆さんと共有をしているところでございます。 　ただ、実績としては豚熱等の影響もあって、昨年度、７年度はものすごくイノシシの捕獲頭数が少なかったとかですね、そういった状況もある。ただ、今年度についても一応計画としてはですね、例年どおりの捕獲頭数を計画として上げておるところで、有害鳥獣対策についてはですね、しっかりとやっていきたいと思っております。 　先ほどの獣肉処理施設についてはですね、特に今、シカのほうをですね、行っているということでございます。今ちょっと稼働してないという分ではございますが。 　そういった計画についてはですね、しっかり先ほど課長申したとおり、いろんな問題点については常に共有をし、どこまでやれば使用に対して支障があるのかとかですね、そういった部分をしっかり、自分も協議の中に入らさせていただいたりはしておりますけど、やっぱりそういった部分について、一つ一つ解消をしていく必要はある。これはしっかり認識しているところでございます。 　今後十分獣肉、ジビエがですね、東峰村のブランドというか価値としてしっかり活用できるようにですね、取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。
議　　長	７番　伊藤均議員
７　　番	縷々申し上げましたけどね、しっかりそういうものをやっていただいて、より良い村づくりになるようにお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。
休　　憩	
議　　長	１１時３０分まで休憩します。 （１１時２２分）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 （１１時３０分）
議　　長	３番　小川利勝議員の質問を認めます。 ３番　小川利勝議員
３　　番	私の質問はですね、杷木大山から西福井古城原間のですね、村道杷木宝珠山線の開通について、お伺いいたします。 　昨年の９月議会でも今年の行政懇談会でもある地区から質問が出されておりました。現在工事がですね、ストップしてますけど、皆さんも気にかけています。今後の見通しをですね、詳しくお知らせ願いたいと思います。
議　　長	村長

村　　長	議員さん申されるとおり昨年９月の定例会で、杷木宝珠山線の期成会どうなっているんだという質問等もですね、いただいたところでございます。 その際に福岡県、朝倉市との確認を行っているところ、すぐ答えが出ませんでしたので、行っているところという形で答弁をさせていただいたところでございます。 その後１２月でしたかね、国県道の期成会の中においてもちょっとどうなっている、状況についても議題となったところでございます。 ９月議会受けて朝倉市にですね、確認をしたところ、既に朝倉市の杷木のほうにおいては、大山地区まで一定の道路改良が完了したということで、地元大山地区から本整備に関する要望に対し対策が完了という朝倉市のスタンスということで、また未完了地区においても２９年九州北部豪雨等で農地等の影響があり、農業者の減少があって、道路改良への機運の高まりは、ちょっと朝倉市側としてはですね、ないと言うとちょっと極端なんですけど、見込めないであろうという返答があったというところでございます。 この辺りについてまでは、期成会のほうでも共有をさせていただいた分ではございますが、当該路線については、ずっと期成会を東峰村、朝倉市一緒に作って、平成何年だったですかね、中で事業の内容がある程度決定し進めていくという話の中でですね、行われていたところというのは認識はしているところでございます。 ただ、現状としてですね、八女香春線の改良と同時期になったという部分で、八女香春線を優先したという事情はですね、確かあったというふうに思っております。 ただ、杷木宝珠山線の今後の段取り等について、県等とですね、協議、打ち合わせをした分においては、平成７年当時の過疎代行の資料等においても道路改良において約５０億円、５０億円強の経費がかかるという部分、また、それについても過疎代行等で県が事業主体となって施工という要望等においても、やはり繋がっている道路でございますので、朝倉市との一緒の考え方、また事業内容、交通量等、またそういった部分についても、正直言って、改めた形での要望活動になるという部分はあるというふうに考えておるところでございまして、現状において今後の見通しという部分については、協議というか、そういったなんですかね、打ち合わせ等は行っている分ではありますが、具体的に足踏みというか、内容を確認し、どういう形の選択があるのか、また、それができるのか、できないのかという部分については、目途というか方向性は全く定まっていない状況でございます。
議　　長	３番　小川利勝議員
３　　番	方向性はまだ見えてないということで、例えばルートをどういうふうにするかとかいう青写真みたいなものは全然ないわけですかね。大山のほうはちゃんと途中までできてますけど、宝珠山のほうは古城原地区で止まってますけどですね。なんも青写真もなくて工事を進めるわけないと思うんですけど、そういうのがあるかどうかお聞きします。
議　　長	村長
村　　長	要望等の、要するに期成会等の計画資料はですね、そういった部分については当時の分がございまして、それにおいては、大体今ある道の反対側に道を付け替えて、ほぼほぼ直線の道を造って、８３０ｍぐらいのトンネルを掘るという話は自分たちも聞いて知ってたんですけど、トンネルを掘って橋梁７カ所で、全長については地図の上ですけど、の部分を実施を行うという形で計画書、要望書については整理されておりましたが、まだ設計とかそういった部分については確か入ってなかった。概略の概算だったというふうに思っております。
議　　長	３番　小川利勝議員
３　　番	やっぱ山あいの村でですね、土砂崩れでから通行止めとか、今後見通しがですね、

	立たない場合もありますし、やはり迂回道路としてですね、もう一つぐらい道があったら杷木に抜けられると思うんですよね。今後朝倉市とも協議して、速やかにですね、できることを願っておりますので、どうぞ力強く要望書を出して進めて、願いたいと思います。 　続きまして、大行司駅に設置されました車椅子の昇降機について、お尋ねいたします。 　運転開始よりですね、現在まで利用回数と利用時間帯を分かれば教えていただきたいと思います。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	昇降機につきましては、令和８年の６月１５日から運行開始しております。これまでの利用回数は６回となってございます。利用に際しましては事前予約制となっておりますので、役場ふるさと推進課まで電話でお申し込みをいただければというふうに思っております。 　また、利用時間帯につきましては、平日の午前８時３０分から午後５時までとしております。ご利用にあたりましては、現地で役場職員がですね、乗り降りの介助を行うこととしております。 　なお、当日のご予約も可能でございますけれども、遅くともＢＲＴをですね、ご利用いただく時間の３０分前にはお申し込みをいただければと考えております。
議　　長	３番　小川利勝議員
３　　番	利用するときにですね、やっぱり役場の時間帯じゃないと使えないということで、やっぱ不便さを感じると思うんですよね、皆さんですね。できればですね、時間帯の変更なんか希望されている方が多いので、検討する余地はあると思うんですけど、その点につきましてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員おっしゃるとおり、確かにですね、ご不便さをおかけしているということでございますけれども、昇降機の導入にあたりましては、ＢＲＴの運行に応じて利用ができるようにということで、利便性等も含めまして令和６年度にですね、検討させていただいてきたところでございます。現在は役場職員がですね、帯同する形でご利用いただいているということからですね、平日の午前８時３０分から午後５時までとしたところでございます。 　利用時間につきましてはですね、今のところ現状での運行をですね、基本に考えているところでございます。
議　　長	３番　小川利勝議員
３　　番	高額な費用を使ってですね、立派なものができたんですけど、利用数が少なかったら意味のないものだと思います。できるだけですね、村民が利用しやすい方法を考えていただきたいと思います。 　それで３番に付随しますけど、職員が帯同しないような方法を考えられないかですね、もう一度お聞かせください。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	事前の検討の中では、カメラによる遠隔での利用確認などもですね、事業者の方からご提案を受けておりましたけれども、大行司駅の昇降機につきましては、同じ同機種の中で、国内有数の移動距離がありまして、不特定多数の方がご利用される公共の駅でございますので、安全面とかですね、事故防止の観点から、利用に際しましては、役場職員のサポートを実施するとしたことでございます。 　そのため現時点でのですね、運用変更は考えていないところではございますが、一方でですね、大行司駅舎につきましては、地域交通、乗合タクシーの拠点としての利

	用を村として想定をしてございます。具体的には乗合タクシーの事務所兼コールセンター等のですね、活用を考えているところでございます。 その場合ですね、平日以外の委託先の社員の方が駅舎に詰めるということになりますので、昇降機の対応についても、その社員の方がですね、行うことが可能ではなかろうかというふうに考えております。 今後ですね、乗合タクシー委託先の事業者の皆様と協議を進めていきたいというふうに考えております。
議　　長	３番　小川利勝議員
３　　番	すばらしい案と思います。ぜひともですね、協議していただいて、速やかに成立することをお願いいたします。 続きまして、空き家バンク利用住宅について、お伺いいたします。 現在の空き家数と空き家バンクを利用しての、住まわれている方の人数をお聞かせ願えますか。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	村内の空き家につきましては、昨年令和７年度１１月に村内全域をですね、村が調査をした結果ですね、１４８戸の空き家が確認をされております。そのうちレッドゾーン外の空き家は５３戸ということで報告を受けています。 このうちですね、現在空き家バンクに登録されている家屋は７件ございます。うち２件が交渉中でございます。 村では、空き家の所有者に今後の利活用の移行を確認し、村の施策に反映したいということで、既に空き家バンクへ登録済みのもの、または解体予定のものを除いた１３５件の所有者の方にですね、８月６日にアンケートを送付しているところでございます。 なお、空き家バンク制度につきましては、平成２８年度の制度創設から現在まで６１件の登録をいただいており、そのうち売買とか賃貸の制約に至ったものについては、３８件となっているところでございます。
議　　長	３番　小川利勝議員
３　　番	結構アンケートをしてですね、いい返事が返ってきていると思います。 それとですね、利用していただくには材料費も高騰してますのでですね、空き家改修補助金の制度ですね、それもちょっと補助金も上げていただくような考えはないでしょうか。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	現在、空き家バンク登録住宅につきましては、改修に要した費用の２分の１、上限５０万円の改修補助金、それから引っ越し支援補助金、それから家財道具処分補助金ということで、各１０万円の補助制度をですね、設けているところでございます。 補助金の充実につきましては、国県の補助制度も積極的に活用しながら、移住定住の促進に村として勤めております。 空き家バンクへの登録が進まない要因といたしましては、やはり家族での話し合いが進んでいないことであったり、年に数回程度の利用があるということ、それから仏壇や家財道具の整理が終わってないことなどのほかにですね、やはり村外に転出した所有者も多く、空き家の処分に対する意識が高まっていないということが考えられます。 このため、現在、村内の空き家所有者の皆様にですね、先ほど申し上げたようなアンケート調査を実施しており、空き家の利活用それから売却、取り壊しなど意向把握に努めているところでございます。 今後はですね、その結果も踏まえながらですね、物価高騰と議員さん言われました

	けれども、そういう問題もございますので、より実態に則した支援のあり方を検討していきたいというふうに考えております。 補助金の増額については、アンケートの結果ですね、それから、やはり村の財政状況もありますので、そういったところを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上です。
議　長	３番　小川利勝議員
３　番	空き家の数に対してですね、利用住宅が少ないと言われました。たぶん地主さんとの交渉もなかなか難しいとは思いますが、村営住宅でもですね、建ってから住んでいただくのが一番よろしいんでしょうけど、やはり住宅を建てるとなると、土地なんかいろいろ村の問題もございましょうからですね、速やかに空き家を利用できる制度もありますので、活用できるようにご尽力いただければと思います。 これをもって私の質問は終わります。
休　憩	
議　長	１３時ちょうどまで休憩します。 （１１時４７分）
再　開	
議　長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 （１３時００分）
議　長	１番　大喜多賢治議員の質問を認めます。 １番　大喜多賢治議員
１　番	今回、私は、農林振興に関する補助制度の支援対象及び運用の見直しについて、お伺いします。 １、振興作物推進環境整備事業（予冷庫購入助成）において、米の低温庫が補助対象外とされている理由及び経緯をお伺いします。
議　長	村長
村　長	振興作物推進環境整備事業、これは毎年希望を取ってですね、事業を行っているものでございます。 本事業については、特に先ほどの予冷庫の購入の助成については、新たな高収益作物への転換または複合経営への促進を後押しするため、村が重点的に振興する園芸作物ですね、野菜、果樹、柿等、例えばチンゲン菜、ほうれん草、トマトなどＪＡと連携して導入拡大を図る高収益型の園芸作物、果樹等の出荷にあたっての鮮度維持、収穫から出荷がですね、半日とか１日とかあるときに鮮度を維持するために必要な予冷庫の新規購入費用をですね、補助率５０％で支援しているものでございます。 米については、これは制度が始まって十数年経ちますが、当初の経営についてはちょっと確認はできませんが、当初予冷庫を入れるときから米は対象外とするという形で、明記をされていたというところはあります。 一つの理由は、先ほど申しました園芸作物、特に市場出荷にあたる部分の品質保持の目的を持って始められたというふうにしておると思いますので、その中で販売を目的に栽培する作物のうち、水稲またはこれに類する作物を除くものというふうに定義をして、本村の制度設計をしているものでございますので、一応補助の対象外という形で取り扱わさせていただいております。
議　長	１番　大喜多賢治議員
１　番	では、今、村長の返答を踏まえて２番に入ります。 近年の猛暑による、酷暑による品質管理や新たに米作りを取り組む人への初期投資の観点から、米の低温庫を補助対象に含める、あるいは新たな支援策を創設する考えはあるか問う。

	ここに至ったのはですね、私に直接、今、お子さんを東峰学園に通わせている子育て世代の方から疑問というか、なぜという話があったんですよね。 そういう人たちの話を聞いてると、どうしても玄米に対して、お米に対してですね、冷蔵庫にお金を流すだけの余裕がないと。ということを聞いて、要はそこを、これから含むことができないかなと考えての質問です。
議　　長	村長
村　　長	すみません、質問に至ったところの流れがちょっと把握しにくかった部分がございますが。 元々振興作物の推進ということで、販売を目的とした農業者に対する支援というのがまず一つでございます。その中で、例えばＪＡさんの出荷、また、今、ふるさと納税等でライスセンターへの販売というか、のほうに出していただく。そういったものを推奨している関係もございますので、そういった一時集荷業者というかですね、そういった部分に対しては、確かライスセンターも当初は、平成２９年に大型予冷庫を買う計画があったんですが、災害等の関係で、確か流れたという経緯もございまして、そういった部分についての事業として、村としては振興策という形で考えているところでございます。 ちょっと先ほどの分の流れ、もし間違っていたら申し訳ございませんが、個人の商品に対して良質の米を運搬したいという分であれば、ちょっと違うのかなというふうに思っております。 ただ、新規就農者の初期投資の関係においては、村においても新規就農支援という形で月額８万円の補助の事業がございます。こういった部分については使途を指定しているものではございませんので、その補助の範囲においてですね、活用される、こういった分については、可能ではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	１番　大喜多賢治議員
１　　番	米の、そこの家庭を例に挙げますけれど、自分のところだけで消費するわけではないです。やっぱり自分のところで作ったものを自分のところで消費する分もありますけれど、やっぱり親戚に販売するとか知り合いに販売するとか、やっぱり販売して少しでも利益を得たいという考えがあって、米を保管しているんですけれど、冷所に置いておくというのが今年はできなくて、途中で虫がわいたという事例があってですね、どうしてもここから先、そういうふうに少しでも米作りを続けていくという観点からすると、冷蔵庫がないと困るんだけどね。ただ、今、子どもたちにお金がかかっている現状として、新たに新しく保冷庫を買うというのは、ちょっときついってなったときに、この補助制度に関して米も入れてもらうことはできないんだろうか、という疑問を私に投げかけられたんで、それに対して今質問しているところです。
議　　長	村長
村　　長	そういったご相談があったという部分についてはご理解をいたしますが、それに対して農業振興という形、村の考え方については、現状振興作物また販売促進で、それがＪＡさん、またそういったところへの集荷に対する誘導までは申しませんが、流れを促進しているという形でございますので、回答といたしましては、繰り返しなりますが、同様な形になるというふうに思っております。以上です。
議　　長	１番　大喜多賢治議員
１　　番	村としての方向性というのはよく分かるんですね。 ただ、進めていきたいことというのもあるのは分かるんですけれど、現実、現在米を作られている方、要は行政懇談会でも村長言われてましたけど、東峰村の米作りはがけっぷちだと言われているんですよね。

	その現状を踏まえたうえで、やっぱり方向性というのは確かにあると思います。でも、そこに当てはまらない人たち、事案も多いので、もう少し柔軟性を持って対応することができないのかなというのは、私の意見というか見方なんですけれど。その辺というのはやっぱり柔軟に考えて、いろいろ現状を守っていくという考え方は取れないんでしょうか。
議　長	村長
村　長	たぶんこのやり取りしても繰り返しになると思います。 基本的には農林業振興協議会の生産検討委員会や事務局会等で、こういった補助についてはですね、協議をしたりしております。 今回のご提案と申しますか、ご意見等についても、今後の分についての議題にはなるとは思います。自分自身村の代表としての考え方としては、やはり広くどういう形で求められているのか、個人のご意見も分かりますが、そういった部分も踏まえた中でですね、ニーズとまた議会においても経済常任委員さん等でですね、何かもし協議する場があれば、新たに提案という形でいただけたらと思っております。 今の時点で、これを導入をするという形については、あまり考えがございませんというのも切り捨てるような言い方にはなるんですけど、現時点ではですね、そういうふうに考えているところでございます。以上です。
議　長	１番　大喜多賢治議員
１　番	私もこの１回の質問で、これに対してイエスをくれと言うてるわけではないんですけれど、今の村長のお答えを聞くと、今後農業をどうしていくかの中に、この問題も含めて考えていただけるということでよろしいでしょうか。
議　長	村長
村　長	すみません、提案の意味がよく分かりませんが。 農業の振興というのは、当然今、これまでも私たちが申したとおりでございます。その一つの考え方として、今、農業振興の補助をどうするかという話でございますので、それについて、今後そういった事務局会等の協議の中で必要性また、極端に言えば、欲しいですかと言うと、たぶん欲しいという方が多いと思います。それはもう現実だと思っております。 ただ、販売促進とか良質米とか、いろんな形の中で、それの必要性についての協議をしっかり踏まえたうえで、判断をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議　長	１番　大喜多賢治議員
１　番	今の答弁だと、やっぱり今後いろいろ考えて、農業振興の中で補助というパートで、そういうのも一応考えていただけるということですよね。それとも補助の中にこれが必要なのかどうか検討する余地はあるということですよね。
議　長	村長
村　長	農業振興については、いろんな角度からの見方がございます。一つの考え方としてですね、検討の余地はあるというふうには思っております。 ただ、いつまでに答えを出すとか、そういう部分については、すぐ答えが出るものでもないかなというふうには思っております。以上です。
議　長	１番　大喜多賢治議員
１　番	答えを確実にとか、今すぐ欲しいと言ってるわけじゃないんですけれど、やっぱりシステムづくりというのも大切なんですけれど、やっぱり作る人一人一人、個人個人の要望もある程度見ていかなければ、作る人がいなくなる。そこに携わる人がどんどん減っていくというのは変わらないと思うんで、こうしてほしいという決めつけではないんですけれど、そういうところまで柔軟に対応してほしいと思います。以上です。

休　憩	
議　長	１３時２０分まで休憩します。 （１３時１４分）
再　開	
議　長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 （１３時２０分）
議　長	２番　野寄和秀議員の質問を認めます。 ２番　野寄和秀議員
２　番	初めにですね、農業支援策についてということで、農産物にかかるコストは、不安定な情勢によりここ数年で格段に増大し、極めて深刻な状況にあると。喫緊の課題としてですね、具体的な支援の考えはないかということで、やはり中東情勢等それからですね、生産資材や燃料、農業機械の維持、更新などにかかる費用、これらを抱える農家の、稲作農家、農業全般の生産についてですね、その維持管理、生産コストがかかっていると。このことについての具体的支援がないか、お尋ねいたします。
議　長	村長
村　長	議員さん申されましたさまざまな状況において、物価高騰また肥料代、燃料代等の高騰におけるコストについては、やっぱり負担が大きいというのは現実にあると思っております。 たまたま昨年度はですね、と一昨年は米の値段が非常に上がったということで、一息ついたかと思いますが、今年度については、ちょっとまだどういう形になるか、概算払いも非常に下がるところで見られている形で、そういう状況であるというふうにはですね、村としても認識をしているところでございます。 ただ、具体的支援という部分についてでございますが、村では現状土づくりの補助金とかですね、種苗、籾種の補助金等は行っております。令和２年度から乾燥調製に対する定額の補助を行っているところでございます。 肥料代の補助については、２年前県の補助等があって、その分でですね、肥料代の物価高騰差額分の補助という形で、あれは単年度だったと思いますが、行わせていただいたという部分はございますが、村独自の具体的支援の部分については、いろんな個別のものに対してさまざまな補助をするというよりは、包括的という形で乾燥調製費の部分に定額の補助、どういう農家も必ず最後に乾燥と籾摺りを行いますので、そこの部分で包括して補助をさせていただくという形で、ちょっと事務的な太い煩雑さもですね、考慮したうえで補助、支援を行っているところでございます。 その金額のかたについては、考え方はあると思いますが、そういう形で現状ですね、補助としては、先日もちょっと農政関係の事業者さん、農家さんとの、ＪＡさんで意見交換会もあったんですけど、東峰村のほうは他に比べても手厚いという、ちょっと評価もいただいたところではございますが、現状ですね、今の補助金のあり方を続けていくところで、村としてはやっていきたいというふうに思っているところでございます。
議　長	２番　野寄和秀議員
２　番	今、回答のあったようにですね、東峰村は非常に農業政策支援、補助金等が非常に、いわば豊富にメニューとして上がっているし、農家に対する考え方も支援策というふうに持っているというのは認識としてあります。 ちょっと１点だけ確認ですが、答弁の中にありましたように、物価高騰対策、このことについて、やはり私今、数字持ち合わせておりませんけども、ここ数年で異常な高騰というふうに感じているわけです。数字を持っておりませんので。 その辺りについて、以前は単年度であったということでありますが、今現在お考え

	がありましたらお願いします。
議　　長	村長
村　　長	肥料代等の分については、県の補助事業にＪＡさんと村のほうで上乗せをするという形の事業でしたので、事務的な部分がほぼほぼない部分でございました。ただ、年間の予算的にも確か数万円の話だったというふうに思っております。 現実としてはそれで、昨年、確か今年度も県のほうの事業がなかったというふうに理解しておりますので、それについて村のほうで差額を計算して、それに対する割合とかいう部分をするという考え方はですね、今のところない。包括的に乾燥調製費の中でやっていきたいなというふうに思っているところです。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	ぜひ、ご検討の一つとしてですね、お願いしたいところであります。 ただ、物価高騰と言いましても差額分というようなことでですね、現実的にそれが農業の生産コストに見合うのかというところは、ちょっと首をかしげるところではありますが。細かく数字を出したうえでのですね、生産コスト、物価高に対する考え方というのは一定あるかとは思いますが、その超えたですね、農業支援が必要じゃないかなと思います。 冒頭の答弁の中にございましたように、概算金、仮払金というのか仮渡金といいますかですね、まだ福岡県のほうでは示されていないようでありますが、以前８月のですね、１８日に発表された全国の指標となるコシヒカリの概算金が、前年よりも４割安い６０キロ１万８千円、それよりも安く示された県もあるようです。 これはですね、生産コストとも逆に売る小売価格というかですね、買取価格、これは農家では決められないわけですよね。これは概算金、前払金、ＪＡさん等々のですね、市場の状況、それからまた各地域での状況を踏まえて決められていくということで、福岡では１０月下旬、１１月あたりに出されるんじゃないかという情報もありますが、そうした中でですね、もう生産コスト、米の米価が見合わないというような状況をどんなふうにお感じになりますでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	経費については当然あまり変わらない、逆に上がる。売価というか、米の販売については、やはり毎年毎年の需給の状況によって変わっていく、これは資本主義というか、社会経済上は仕方がない部分というふうに思っておりますが、あまりに極端な上下がある分については、やはり意欲という部分で、非常に意欲とかモチベーションという英語は使いたくありませんけど、やはり生産意欲に対する部分ですね、これについては非常に影響があるのではないかというふうに思っております。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	確かにですね、資本主義の原理というかですね、根本にはあると思いますが、消費者にとっては、お米は安いほうがいい、農家にとっては、やはり米作りをやるほうにとっては、米価は高いほうがいいと、これは当然のことで、お互いの立場ですから、それは買うのは安いほうがいい、売るのは高いほうがいい、これがアンバランスが出てくるということでございますが。 その中でですね、中山間の直接支払制度等ありますし国の制度としてですね、そうした中山間地域での下支えというかですね、生産基盤を、農家の所得補償と言えるのか、その表現が適当か分かりませんが、村独自、自治体ではですね、もう限りがあると思います。そうしたものを国に訴えるとかですね、なんかそうした要望するとかという形もですね、やはりこれはもう東峰村だけではなく中山間地域、全国でもあると思います。 先ほどの生産コスト、それから米価のバランスの関係等がありますので、村独自の、

	それから国制度への上乗せとかですね、相談支援など、そうしたもう一度そこ辺りをですね、なんか答えにくいとは思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。
議　　長	村長
村　　長	すみません、質問の真意がつかみづらくございますが。 今、中山間地の直接支払制度、これについては平成１２年から始まって、もう既に第６期の事業に入っているところでございます。 非常に農家にとってはいろんな活動に使ったり個人配分で、これが直接補償制度という形の立て付けで始まったものではございます。この分についても、実際には村の分も財源の中には入っておるというのは、もう当然ご理解のことだというふうには思っております。 私自身も全国中山間地域振興協議会という会の全国の常任理事をさせていただいておりまして、第６期にあたって非常に財務省の厳しい状況の中で、農林水産省のほうに役員で陳情に行ってですね、どうにか第６期の部分を勝ち取ったとまでは申しませんが、やはり多少の制度の立て付けの変更はございましたが、やはり継続をすることができた。やっぱりこういう部分についてはしっかり活動をさせていただいているところでございます。 直接の補助という部分については、なかなか村独自で制度を作るという部分についてはですね、所得補償という考え方の分については、非常に厳しいというか困難なものがあるなというふうに思っております。 これは農業だけではなく、さまざまな事業所、業界ございますので、そういった部分も含めた中での検討にはなるというふうには思っておりますが、そこまで広げると非常にもう厳しいというか、できないのではないかというふうには感じております。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	中山間地直接支払制度、このことにつきましてですね、８月１９日の西日本新聞に掲載されていた記事ですけども、直接支払制度、今６期がですね、計画で実施され、中山間地域での農地保全、水稲を中心としたですね、政策が行われていると。 その中で紹介されている記事はですね、経営規模に問わぬ所得補償こそ農業、農地を守るということになるんでしょうか。見出しとしてはですね、「もうすぐ農家がいなくなる」という見出しでした。 これは、第５期から６期に移るときにですね、やはりこの法の基本だろうとは思いますけども、農地、水田をですね、稲作ができる状態で保全していくというのが、それに対しての補助金という政策だろうと思いますが、これが農道もしくは農業水路ですね、用水路、これが整備されていない地域についてはその補助事業から外すべき、それがこの法の基本かもしれませんけども。 そのことによっての農地保全が守られなくなるというかですね、補助金を一定貰ったうえで草を刈ったり、いずれは、いつの時点では水田に戻すという前提の農家の姿勢、補助金があるからこその対応だと思いますけども。 そうした制度が非常にタイトな要件を満たさないところは、一部補助金を返すことがあるのかもしれませんけども、農地すら守られていけない状況に追い込まれるんじゃないかと思います。 この制度がですね、これは国の政策ですので、それから要件を満たしていなければ補助金としては適合しないということでしょうけど、そうした中の趣旨としてはですね、私の趣旨としては、稲作農家の所得保障を十分考えるべきじゃないかと。 その農地の保全とですね、水田をまた耕作しようという機会になった場合は、また、水稲作物がですね、作付けができる状態を守っていくというのがこの制度だと思いま

	すので、その辺りについてのですね、また回答しにくいかもしれませんけど、今、理事をなさっているということですので、その辺りの問題意識はお持ちだろうと思います。そうした発言をですね、やはり全国に向けてお願いしたい部分はありますので、その辺りの考えをお聞きしたいと思います。
議　　長	村長
村　　長	内容的に、実際に全国の分も、先日の総会が、自分がけがをして行けなかったという事情があって、なんか今度副会長になったらしいんですけど、ちょっと会議に出れなかったので、また集まりがあるときにはですね、審議と申しますか、どういった形で続けていくのか、やっぱり農業を続けていくために支援をするという話が、やっぱり根本にはある。農水省のほうもその考え方、それで、やっぱり財務省のほうと戦って予算を勝ち取っているという事情がありますので。 すみません、農道というか水路がない部分の除外というところが、明確にすべてされているのかという部分については、ちょっと自分が６期にあたって細かい部分の報告等は受けてない。ただ、面積がですね、対象面積がだいぶ減ったという部分は事実としてございますが、やっぱりそういった部分について、やはり小さい農家、小さい農地こそ守っていかなければいけないという部分については、やはり強く申していきたいというふうに思っております。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	（２）のほうに入りますが。 ６月定例会で機械更新の補助、支援はないという回答を踏まえ、村としてですね、農業生産の維持、農地の保全、農家の支援、何を優先するのかということで、機械更新は前回の定例会で伺いました。 農業生産の維持も農地の保全も農業者の経営継続も難しくなっていると。こうした待ったなしの状況の中で、村長、村としてですね、何を優先し、この農業生産の維持をするのか、農地の保全をするのか、農家の支援を優先するのかというところをお伺いします。
議　　長	村長
村　　長	議員さん質問の３点のうち、どれを優先するのかというお尋ねでございますが。 通常申しますと、すべて重要なこと。その中でもやはり農家、関わる人がですね、いないことには何もできないというのは確かなものであると思います。 先ほどの分の続きになりますが、農家を支援することで農業生産の維持が図られ農地が保全されることに繋がると考えていると思っております。 ですので、補助制度、どういう補助がいいのかという部分については、さまざまな考え方がありますが、先ほど申し述べたような包括的な補助等で分かりやすい補助を行うことによって、農家の皆さんをお支えしたいというふうに思っているところでございます。 一方で農業生産の維持や農地の保全のためには、もちろん皆さんも先日来からのやり取りの中でも、負担軽減だけではなく高齢化に伴う担い手の確保も重要となっているところです。 そのために今年度から農林業振興の具体的な行動計画、アクションプランの策定を進めております。もうすぐ取り掛かるということでございます。その中の策定の中にもですね、さまざまな農家の皆さんの声を反映し実効性のある計画としていきたいというか、しなければほんとアクションプラン、行動計画でございますので、そういうふうにしなければいけないというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	先ほどのですね、一つ前の回答、答弁の中にありましたように、ぜひ、農林水産省、

	財務省、大いに戦っていただいてですね、勝ち取っていただき、離農者が少なくなるような政策をお願いしたいと思います。 それで３番目なんですけど、農作業受託団体の現場。 この農作業、非常に需要が増えてきているというふうに聞いております。現場もひっ迫しているというようなことで、村としてですね、今度は作業受託の団体、組織に対してのですね、他地域の事例のように作業の分業化や新たな組織の立ち上げ、団体の意向を考慮しながらですね、現在活躍していただいている組織の皆さんの意向を聞きながらですね、新たな組織を立ち上げるのか、それともその団体に対する何らかの支援、補助をしていくのか、その辺りの考えをお伺いします。
議　　長	村長
村　　長	ちょうど行政懇談会等でもですね、申し上げておりました。やっぱり受託組織、小石原地区にもございます。全村を担っている農事組合もございます。 そういった方たちについては、やはり田植え時期、稲刈り時期、非常に忙しい中で受託作業も行うという形、もうこれについては、そういう団体の人たちが直接請け負うと、ものすごい負担になるというのは現実として理解というか、もうあっております。 そこで、作業の分業化という部分と新たな組織の立ち上げというのが、ちょっと具体的に自分としては、あまり組織、組織というのもイメージができないんですけど。 自分としては、先日申しておりましたとおり、そういう仕組みですね、個人でもやっぱり機械を買って自分の田んぼだけ、あと何カ所かやる余力があるというときに、データベースというか受委託者の名簿、すみません、言葉があれですけど。 そういった話を繋ぐことで、やっぱり受委託のシステム化ができるのではないか。それの取りまとめをする部分については、やはり既存の組織にプラスアルファでする。それに対してどういう形なるか分かりません。人的な支援になるか、機械とかそういう部分の支援になるか、その辺りは分かりませんが、そういったことに対しての支援。 個人の貸し借りがあるにしても、やはり規模拡大の意思のある個人の農家さんについては、先ほどの質問の中でも農業機械の個人への補助というのは考えていないという部分はございますが、個人でもそういうところに登録をして、規模拡大とか受託をする方に対しては、やっぱりそういう補助制度も考えていいのではないのかな、これはちょっと自分の内部での話ですが。まだ正式に協議会等で話しておりませんが、そういった形であればですね、ご理解ができるような制度になるのではないかなというふうには思っているところでございます。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	先ほど新たな組織というのは、確かに組織を立ち上げていって、その組織自体が立ち上げたもののその後ですね、先行かなくなるとか、そういったことも懸念もありますので、あまりたくさんの団体を作っていくというのは、あまりイメージはしていないところですけども。 やはり農作業を受託するところ、乾燥・籾摺り調整ですね、をする機関、農作業の需要は多くなってきていると、もう近年ですね、聞きますので、その辺りのですね、ぜひ、何かそういう立ち上げ、今現在担っている団体とも話す機会、協議する機会があれば、ぜひ、その辺りもお願いしたいというところでございます。 ２番のですね、河川取水口への作業用進入路の整備について伺います。 これは、６月の定例議会、同僚議員のほうからもですね、質問が出た事項だと思いますが、少し具体的に進める考えがないかということでですね、要望の把握と現実のための水利組合と関係者とですね、協議する機会を設定する考えはないでしょうか。

議　　長	村長
村　　長	議員さんご指摘の部分、水利の補修、修繕、土砂撤去等のための取り付け道等の要望をですね、それには限らないと思いますが、そういった件については、先日来の行政懇談会においても一部の地区の農業関係者の方から一応要望は出した。 一応県の河川断面の関係、占用許可の関係、そういう関係もあるという形で回答はいただいているけど、それからあとどういう形で、もしできるのかできないのか、そういう話がない。先ほどの伊藤議員さんの話ではございませんが。 そういったご意見、お話も懇談会でいただいたところで、やっぱりそういった部分について、それはまだ解決しているわけではございませんので、回答して終わりではなくて、そのときに河川の進入についても、河川に、横に取り付けるんじゃなくて、もう縦に取り付ければ河川の断面とか関係ないんじゃないのとか、そういう農家さんの方からのご意見もいただきました。 ですので、そういった部分も含めた中で、今、３カ所か４カ所ぐらいのところから要望が上がっている地区の水利関係者については、やはり協議の場ですね、要望、どういう形での要望するのか。 極端な話、懇談会が終わった後に、道を造るのか、土が入ったときにクレーンなりでユンボを下ろして、そこで作業をして、半日で終わらせてするのと、どちらでも非常に楽にはなるという話は聞いておるところでございます。 ただ、現実的にすぐできるのか、できないときにどういう対応をするのか、それまで、ちょっと決まるまでは皆さん人力でお願いしますという形もですね、なかなか辛い世代、高齢化等になっていると思いますので、もう今年度中そういった関係者の方とですね、個別に話すか一堂に会するかはまた検討させていただきますが、そういう協議する機会、場というのはですね、設定するようにしたいというふうに思っております。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	お考えがあるということで、ありがたいと思います。 ２番なんですけども、その実施要望ですね、によりフローチャートで判断するなど具体的な手続き支援をする考えはないかということでですね。 その実施要望というのが、今、ご答弁の中にありましたように、河川の占用だとか河川断面だとか工事費とか維持管理等々あると思いますし、また、それに係る分担金、負担金等をですね、地理的環境で車道からどれぐらいの距離があったり高低差があったりですね、用地の調整が必要なのか、そういったものがあると思いますので、それをフローチャートなのか一つのフォーマットとしてですね、形を整えれば、一つの要望が、需要調査というかですね、要望調査というのがもし可能であればですね、そしたらこういう対応ができますよというふうに、やはり相手が河川管理者であったり予算を伴うものでありますからですね、それは一足飛びにはいかないと思いますが、まずはその現状の調査をお願いしたいと思いますので、考えをお願いいたします。
議　　長	村長
村　　長	要望というか、要望があって今受けて、その中で行っているところではございますが、議員さんの質問、全体的に一度頭首工とか水路とかの状況を見たうえで、やるという形で言われたかどうか、自分もよく分からなかったんですけど。 要望に基づいて、例えばこういう工法の協議を行うとか、そういう形はですね、できると思いますけど、なんか全体的に網をかぶせ、フィルターをかぶせるようなフローチャート式というのは、対応的には、ちょっとすみません、現実的にはまだ、内容についてですね、検討はさせていただきますが、現実的にどういう形なるのかという部分をですね、勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

	水路等について、どのくらいの状態であればどういう形で整備するとかいうことについては、なかなか個別具体的な話になりますので、全体的な要領については、ちょっとすみません、自分の理解のほうが追いついてなくて、どういう形なるのかがちょっと想像できないなというふうに思っております。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	先ほどの趣旨はですね、要望があったところを、その要望のリストとしてですね、全箇所を調査してくださいという、そういう職員の方々にご負担をかけるようなことは申してなくてですね、要望があるところ、先ほどの答弁にありましたように、高齢化して待ったなしの状況で労力がかかっていると。この小労力化、それからこの維持管理を円滑に行える、それから経費を抑えたいという思い、それから行政懇談会の中でも出たというご答弁がございましたので、そうした要望があったところをリストアップするという意味でのフローチャートです。 そうすると割と簡単に取りまとめが、割というか手はかかるかもしれませんけど、そういう要望箇所の把握ということです。全域調査ではございません。それは要望としてお伝えしときたいと思います。 次の３番ですね。 「日本で最も美しい村」連合ということで、これは以前、前期の同僚議員からも質問があったかと思いますが、連合の目的、主な活動内容、そして本村が加入する意義とこれまでの取り組みについてをお伺いします。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	日本で最も美しい連合の目的は、大きく３点に分けることができると考えております。 １点目は、景観の保全でございます。 自然と人々の営みが長い年月をかけて育んできた美しい景観、環境を未来へ守り伝えることを理念としております。 ２点目は、住民の誇りと主体性の醸造でございます。 日本で最も美しい村を宣言することで、住民が地域に誇りを持ち、自らの手で美しい村づくりに取り組む活動を促進するものでございます。 ３点目は、地域経済の発展でございます。 景観や環境を活用して観光的な付加価値を高め、地域資源の保護と経済振興に寄与することを目的としております。 本村が加入する意義といたしましては、東峰村が有する豊かな自然や地域資源を、日本で最も美しい村として発信することで、村のイメージアップと環境資源のＰＲが図られ、本村が掲げる景観保護の理念とも合致しているものと考えているところでございます。 これまでの主な取り組みといたしましては、連合が年１回東京で開催いたします「日本で最も美しい村まつり」での特産品販売を行っているほか、今年の３月には古民家ヴィラ「あんたげ」において、富裕層向けのガストロノミーツアーが開催されました。 また、本年４月より加盟町村である秋田県成瀬村の取り組みを参考に地域活性化起業人を任用し、ＤＸの取り組みを進めているところでございます。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	大体概要と取り組みとですね、具体的な取り組みご紹介いただきました。ありがとうございます。 今、毎月ですね、広報東峰でＡ４の１ページ使われて美しい村連合の、全国各地のですね、紹介をなさってあると思います。

	ただ、どうなんでしょうか、住民の認知度といいますかですね、美しい村連合、そのフランスのデザインの高地とか田舎の水の流れですかね、その模様と、やはり住民へですね、やはり対外的な部分、東京での物販等の活動、なんかもう少し住民に対して認知度を上げていくというお考え、これは通告にないかもしれませんが、ちょっと考えをお伺いします。
議　　長	村長
村　　長	広報紙に載せさせていただいているのは九州ブロックのですね、総合紹介という形になっております。 これまでもさまざまな一般質問等いただいた中で、今、サイン計画の整備をしておるところでございます。その中に前からですね、看板の中になんで美しい村のロゴマークが入ってないのという話を、質問受けたりしていたところでございました。 当初、平成２２年に加盟したときには、ロゴマークの使用がすごく制限、規制というか、許可が要ったという部分があったんですけど、先日とか聞いたときにはもうどんどんＰＲしてくださいという形で言われておりましたので、今後看板の部分にもですね、やっぱり美しい村なんだよという表示を、しっかり積極的にさせていただきたいというふうに思っております。 先日、東成瀬村に行ったときは、庁舎の壁に「日本で最も美しい村連合加盟　東成瀬村」って書いてた、ものすごい大きい看板があったんですけど、ちょっとそこまでは景観上どうかなと思うんですけど。 やはりそういった部分で、やっぱりネットとかを使ってＰＲするのも一つなんですけど、やっぱりこの村を通る方がですね、「ああ、ここはそんなんだ」というのを思っていただく、それで住民の方も意識を持ってもらうという形で、まずは今、そういう取り組みを行っているところでございます。 いろんな形で事あるときにですね、広報紙の表紙にも確かマークを付けたかなと思って、すみません、特にそういうところに事細かくできるだけアピールをするという形もですね、取り組んでいきたいと思っております。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	先ほどからのですね、担当課長からも活動、取り組みの実績をお伺いしました。 ぜひ、やっぱり村としての誇り、それから自然環境の保全、住民への意識というところも紹介されましたので、ぜひ、住民に対するアピール、ＰＲもお願いしたいと思いますし、やはりこの全国組織、これは世界の中にもあるんでしょうけど、グローバルというか、この美しい村の連合ですね、あると思いますので、ぜひ、経済効果をどんどん回してもらいたいというかですね、そういうところをお願いしたいということですね。 加盟するリットとして、加盟市町村相互に利益のある取り組みを進める考えはないかと。それから、特産品の相互紹介や販路拡大、販売機会を設けるなど、具体的連携策といいますかですね、このメリットをどんどん効果的にお願いしたいと思うんですね、せっかく加盟してらっしゃいますので。 その辺りのですね、（２）の問いを回答お願いします。
議　　長	村長
村　　長	ありがとうございます。 日本で最も美しい村連合の加盟メリットを活かした連携、やはりそういった部分については積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。 実際には、先ほどの九州ブロックの広報を含めてですね、過去には協力隊さんが柚子胡椒を作るときに、沖縄県多良間村から天然塩を調達し、試作品を行ったとかいうこともあったようでございます。ちょっと製品化まではいかなかったみたいですが。

	そういった検討とかですね、今年については連合が年１回東京で開催する日本で最も美しい村まつりで、特産品や小石原焼を販売し、村の魅力発信に取り組む予定としておるところです。 ただ、東京ですので、結構売り上げに対する経費もかかりますが、それはもうＰＲ効果ということで考えております。 また、特産品の相互紹介や販路拡大、販売機会の創出など、相互に利益のある具体的な連携策については、本年美しい村の担当者会というのがあるんですが、その中の実践、事例発表の中で、北海道の鶴居村という村があります。標津のすぐ近くなんですが、そこから実践的な提案、特にそこの道の駅でですね、毎月それぞれの美しい村の特産品をその道の駅で売るという部分と、そこの商品をコラボレーションして、ちょっと試作品を作って売るとかいう、そういうものをですね、毎月行ってて、それをそれぞれみんなで、いろんなところでですね、相互にやりませんかという提案があっておりました。 そういった部分の取り組みについてですね、今後実現、可能性も含めて、ほんとしたいというふうに思っておりますが、うちの道の駅等の考え方、協力体制もございますが、そういった形での検討等もですね、行っていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	ぜひ、相互、相乗効果が具体的にですね、明確に表れるよう、効果的に表れるよう期待したいと思います。 それでは最後にですね、健康寿命の延伸ということで、事項を上げさせていただいております。 やはり平均寿命が延びて人生百年時代とかですね、ございますが、平均寿命と健康寿命について、全国や福岡県との状況と比較した場合、東峰村はですね、どのような位置にあるでしょうか。ちょっとそこをお願いいたします。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	東峰村の平均寿命につきましては、これは２０２０年のデータなんですけども、男性が８１．３歳、女性が８７．７歳、併せて福岡県につきましてが、同じ２０２０年のデータで男性が８１．３歳、女性が８７．７歳で、ほぼほぼ東峰村と同じ状況です。 全国ですが、これはちょっとすみません、いちばん最新のデータを今日は準備してまいりまして、２０２５年で男性が８１．３歳、女性が８７．３歳ということで、平均寿命については全国、福岡県と東峰村につきましては、ほぼ変わらない状況と言えると思います。 また、健康寿命につきましては、これはＫＤＢという国保のシステムの中で算出した内容なんですけれども、東峰村が男性が８２歳、女性が８３．８歳というところになります。 併せまして福岡県が男性が７９．３歳、女性が８４歳、全国が男性が７９．７歳、女性が８４．１歳ということで、若干ちょっと東峰村の人口が少ないというところもあって、若干数字がですね、全国、福岡と比べて、特に男性が高い傾向にあるように見えますが、ほぼほぼ同様の状況と言えるかと思います。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	今ご紹介のとおり、国、県、村というところでありますが、健康寿命の延伸に向けた課題をどのように認識されてますでしょうか。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	健康寿命を延ばすということは、おっしゃるとおり非常に重要なことでございます。

	東峰村としましては、特に健診の受診率の向上、その結果を踏まえた保健指導の充実、それから、日常的な健康づくりの取り組みの推進などが課題だと認識しております。
議　　長く	２番　野寄和秀議員
２　　番	すみません、健康寿命の延伸というふうにタイトル付けておりますが、やはり平均寿命が延びても、健康で楽しくコミュニティとか趣味とかですね、そうした生活を続けるための健康寿命を少しでも延ばしたほうがいいというふうなところで質問をさせていただいております。 村のですね、健康増進計画に掲載されている、目標に用いられている、先ほど少し紹介いただきましたように、国保データベース（ＫＤＢ）により、その内容と意味、そして施策の評価、これは数字で表せるのかどうかあれですけども、その中にはですね、これは健康計画の１４ページに健康寿命の延伸ということで、すみません、資料をしていませんので、ちょっと分かりづらいかと思いますけれども、この中ではですね、ちょっとデータが古いですけど、ＫＤＢシステムで男性６５、女性６６．５というような、非常に低い数字が上がってきてましたので、今回の質問に至ったわけですけど。 この質問の内容のようにですね、国保データベース、その内容と意味、そして評価の数字的な活用法等ありましたら、ご説明お願いします。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	議員さんがおっしゃられました国保データベースにつきまして、ＫＤＢにつきましては、国民健康保険団体の連合会が管理する特定健診と特定保健指導の受診歴や受診結果、医療機関などの受診歴や診療、投薬の内容、介護サービスの利用状況、介護度などを個人や統計データの保険者向けに提供するシステムでございますが、このシステムを活用してですね、特定健診の結果やレセプト、介護保険のデータの分析を行って、村として優先的に取り組む健康課題を抽出したうえで、生活習慣病の発症及び重症化予防のツールとして現在活用しておるところでございます。 また、システムからこういった、先ほど申し上げた健康寿命のデータ等もこちらで算出しておりますが、そうした延伸状況なども東峰村として健康増進計画の数値目標として定めて、施策の評価にも活用しているところでございます。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	活用されているというところで、やはりこれもですね、住民への認知度なり数字、数字がすべてではないんですけど、やはりこうした比較するものがないからですね、それをぜひ浸透していき、この健康寿命が延びることは医療や介護に頼る期間を短くし、住民が元気に活動しながら地域で支え合う社会の実現に繋がるものと考えるというふうに質問させていただいております。 ぜひ、この啓発を進める考えをですね、さらにお尋ねしたいと思います。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	議員さんおっしゃるとおり、健康寿命が延びていくということは、いろんな今後の生活、一人一人の皆様の、村民の皆様の健やかな暮らしの実現とか、それからまた、これはお金の話になりますけども、医療費の適正化という観点からも、東峰村の維持継続のためには欠かせない取り組みだというふうに考えるところでございます。 先ほど健康寿命の延伸のために申しましたけれども、お元気なうちから健診を受診していただいて、早期に対応を行っていくということが一番の課題だと感じているところでございます。 そのために村では、高齢者の医療の確保に関する法律というところで、４０歳から７４歳の被保険者の方に対して、特定健診の受診というところの整備が義務付けられ

	ているところでございますが、その健診の受診項目を、本来４０歳以上のところを２０歳以上ということで、他市町村に比べても早い時期からこの受診対象を村として拡大して、若い世代に対しても受診の呼びかけをさせていただいているところです。 　早い年代からこういった予防に取り組むことで、より生活習慣の改善が見込まれるという状況もございます。 　次に、健診を受けていただいた場合に、その結果に基づいて生活習慣病のリスクが高い方に対しては保健指導を行って、生活習慣の見直しや医療機関への早期の受診を呼びかけています。 　また、高齢者の皆様が開催されているいきいきサロンにお伺いして、フレイル予防や介護予防に繋がる講話、血圧測定、個別の健康相談などを行っております。 　今後も引き続きこれらの取り組みやいろんな機会を通して、子どもから高齢者まで全世代の皆様に健康に暮らし続けていただくための健康習慣や健診の重要性について啓発してまいりたいと考えるところでございます。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	この健康寿命の延伸というのはですね、私も勉強が深く熟読しているわけではございませんが、やはり健康で自分の暮らしや生活がどれだけ良いというふうに感じて生活できるかというようなことで、幸福度にも繋がるんじゃないかと思います。 　幸福度という言葉は通告しておりませんので回答はよろしいんですが、やはり日常的な運動、健康活動というかですね、それから、若い世代からの意識付けが欠かせないということで、先ほど答弁の中にありましたように、４０歳のところを２０歳からそうした診断がなされているということでありがたいと思います。 　ウォーキングマイレージとかですね、村の独自の政策というか、やはり健康づくりということでですね、携わっていただいていると思いますので、引き続きですね、健康に対する動機づけ、それからプラスインセンティブというかですね、何かそこにプラスがあればですね、非常に大きい力で健康にもなるし、なんか達成感というものが得られるんじゃないかというふうに思いますので、その考えを聞いて、私の質問を終わらせていただきます。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	ありがとうございます。 　延伸のための健康づくりの一つとして、だいぶ前からですね、マイレージの取り組みを行っているところです。 　その中で、やっぱり歩数をしっかり歩いていただいた、活動量を増やしていただいた方に対しては付加価値を、インセンティブを加えさせていただいて、いろんなその方が受けられる特別商品券の授与だったりとか、そういったことを行っているところです。 　そういったことを目的に健康、何というか取り組むということだけではなく、そういう結果が健康に繋がるというところで取り組んでいるところでございます。 　これプラスにいろんな取り組みが他市町村でも取り組まれているものを参考にしながら、今後より皆様方に興味を持って取り組んでいただけるような事業を検討してまいりたいと考えているところでございます。
休　　憩	
議　　長	１４時２５分まで休憩します。 （１４時１２分）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 （１４時２５分）

議　　長	６番　佐々木孝議員の質問を認めます。 ６番　佐々木孝議員
６　　番	今回は大きく２つのことで質問をいたします。 一つが岩屋湧水のことについて、一つが行政懇談会についてです。 まず、はじめに岩屋湧水についてです。 今年度分の予算も成立しておりますので、アロマ製造に向けて準備が進められているようです。最近製造機械を小型化するというような話も聞いたところです。私もそれがいいと思っておりましたけれども、そこで質問です。 アロマを製造する中でたくさんの水が必要だということを聞いておりましたけれども、具体的にどの段階でどれぐらいの水が必要なのか、分かりやすく教えてください。
議　　長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	導入予定のですね、蒸留機３６リットル規模の蒸留機を使用して、アロマを製造する場合にはですね、水は主に２つの段階で使用いたします。 まず、蒸留釜の中に水を入れ、これを加熱することで水蒸気を発生させ、植物の芳香成分を抽出いたします。この加熱用水として、材料の量等にもよりますけれども、おおよそ１５リットルから１８リットルが必要となります。 次に、植物の芳香成分を含んだ蒸気を冷やして液体に戻すために冷却水が必要となります。かけ流し式を使用いたしますので、これも蒸留時間にはよりますけれども、１回当たり３００リットルから１８００リットルの水が必要となります。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	確かに多量の水が必要だなというのは今ので分かりましたけれども。 日ごろから村長も岩屋湧水の活用というようなことも言われておりますけれども、今、２つ使うというところでしたけれども、芳香性を出すためには、やっぱりきれいな水がいいのかなと思いながら聞いたんですけれども。 冷却だけだったらですね、岩屋湧水でなくてもいいんじゃないかというふうに思いましたが、やっぱり岩屋湧水がそういった意味では、いいとお考えなんでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	岩屋湧水は元々日田彦山線の沿線振興事業の岩屋駅のテーマは、やっぱり水をテーマとした振興策を図るという分でございました。その中でのアロマの製造に取りかかっている。 当然アロマの製品については、香りの原料となりますオイルと水で出来上がりができるものでありますが、その原料となる植物等ですね、と水を厳選していくことがですね、ブランドイメージを構築するうえで最も重要なことだと考えております。 当然岩屋駅、平成の名水百選に選ばれた湧水という形で、今、湧水アロマというテーマで行っております。やっぱり他にない、清潔というか清冽なイメージを持つ湧水というものを使うことで、その製品そのものもそうなんですけど、イメージ、やっぱりブランド的にですね、非常に他に秀でるものがあるというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	ブランド名というのはかなり必要なものなので、ブランド力を付けるという意味ではですね、岩屋湧水を前面に出すということでのコマーシャルも含めて、今後取り組んでいかれるだろうというふうに思いますので、そこはしっかりやっていただきたいなと思います。 次の質問に移ります。 今年の３月に岩屋湧水活用の基本方針が示されました。調査結果から岩屋湧水が大

	変すばらしい水であり村の大切な資源であることも分かりました。 　私は以前、村長に対しても、この宝の水をボトリングなどをすることを前提に、積極的に販売することを提案したことがあります。しかし、そのときには、村長はですね、あまり関心を示さなかったかなというふうに思っているんですけれども。 　なぜ私提案したかというと、やっぱりこれは村の新たな自主財源にも繋がる可能性があるからというふうに考えてたところもありました。 　今回、村長が岩屋湧水の活用に関心を持っていただいたことを大変うれしく思うんですけれども、現在設置されている自動販売機、これもですね、かなり昔は売り上げもあって、災害の後ちょっと落ち込んでおるということでですね、先日全員協議会の中でも私ちょっと言いましたけれども、無料で持ち帰っている人もおるよということもありましたけれどもですね。 　この岩屋湧水を、今の自動販売機だけでなくボトリングしてですね、村の特産品として積極的に販売活用し、新たな自主財源に繋げていくということでの考えはありましょうか。
議　　長	村長
村　　長	岩屋湧水、基本方針というか報告書の話だと思っておりますが。 　岩屋のですね、基本計画時点から、一応イメージとしてはボトリングというものも計画の中にはですね、入っていたところでございます。 　ただ、関心を示さなかったというのは、たぶんどれぐらいの規模が必要なのかという部分が、どうもいまいち見えてなかった分がございましたので、そういった形になってたのかなと、ちょっと自分としては明確に導入を検討というか、考え自体はですね、そこまで具体的に持ってなかった。できるのかな、どうなのかなっていうところで図面を見てたところではございましたが。 　実際に今回の計画を、報告を受けた中で、やっぱり水そのものの価値、これをですね、どうするのか、これについてボトリング、直接ボトルに入れて販売をするという部分については、先日来からの全員協議会等でもいろんなご報告等行ったところではありますが、当然実現化に向けてのですね、どういう課題があるか、どういう部分をですね、しっかり把握、検討をしながらですね、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	ボトリングを進めるためにはですね、やっぱり施設が必要になってきますし、報告の中には広い敷地あるいはトラックが出入りできるような場所が必要だというようなことも書いてあったと思いますが、村としては、具体的にどの辺りでしたいということは考えておられますか。
議　　長	村長
村　　長	場所について、岩屋駅周辺整備については、地域の皆様と意見交換を行いながら計画のですね、現在再検討という形で進めるというか意見交換をですね、行っているところでございます。 　ボトリング施設の具体的な立地等については、まだ検討というところまでも行ってないところでございますが、事業規模によって対応が異なるというふうに思っております。大規模な施設整備を想定した場合は、岩屋駅周辺では対応が難しい状況にはあるのかなと思っておりますが、そういったときにはどういう販路をするのかとか、やっぱり違う課題も出てくるのかなと。 　一方小規模のロットのボトリング事業であれば、岩屋駅周辺で十分用地的に入るものがあるのかなというふうに思っております。 　いずれにしても商品企画やターゲット設定、また事業規模などの具体的な事業内

	容、立地について、今後検討を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。 　そういうふうに現状のところはですね、検討という形で行っているところでございます。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	この岩屋湧水は超軟水という特徴があって、これを強みとして他社とのですね、今、大手がいっぱいあちこちで出てきておりますので、やっぱり差別化を図ることがある意味重要ではないだろうかと思います。そういう意味でも超軟水というところが一つの強みかなと思っているところですけれども。 　報告書では福岡県内をターゲットに単に販売するだけではなく、配達などのサービスも含めた展開が提案されているというようなことも、書いておったような気がいたしますが、村としてはこの辺りもお考えのあることだろうとは思いますが、今後の検討ということで捉えていいんでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	配達とかはこれまで、調査のときに視察等に行った宮崎とか、あの辺りがですね、やっぱり地域の高齢者の方に配達をするとか、そういった部分も行っている、そういった社会貢献的な部分での戦略も持っているという話もございました。 　配達だけをするとやっぱりマンパワーというか（　　）が必要になりますので、なかなかそれで収益を上げるというのは難しいかなと思いますが。実際に今後の展開については、具体的にどの規模で、どういう事業所と連携、もしくはどういう形でですね、販路を開拓していくか、そういった分については今回の報告を受けて、実際にどういう形で進めていくかという部分について、今後しっかり比較、課題の検討をしていきたいというところが、今現状のところでございます。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	以前霧島市に視察に行ったときに、やっぱりお客さんに出すものが、やっぱり霧島の水ということで、自分のところで作られている水をお客さんに提供するということは、良いことだなと私思いながらしたんですけれども。 　一つ、これからは提案の一つになりますが、岩屋湧水の活用を具体的に、これからもっともっと検討していくのであればですね、一つの提案としてになりますが、競争の激しい水のボトリング販売だけでなくですね、岩屋湧水の超軟水という特徴を生かした地ビールの生産も一つの方法ではないかと思います。 　地ビールは珍しいものではありませんが、最近知ったことですけど、近隣のうきは市、それから、この前小石原に上りましたら、小石原のほうでも売っておりました。 　実は３０年ほど前、元宝珠山中学校跡で活動しておられた手しごと舎の方たちが、自分のビールを造ろうという取り組みをしました。そのときの参加者たちはですね、自分でビールのキットを用いて、自分のビールを造ったという経験があります。参加者は喜んで自分が造ったビールを飲んでおりましたけれども。 　造る楽しさもあってですね、それから観光客を呼び込む体験型の事業としても、これは非常に可能性があるんじゃないかというふうに、私は捉えております。 　そういう意味で、岩屋湧水を活用した地ビールの生産やビール造り体験などと観光を結び付けることについて、村長はどのようにお考えになりましょうか。
議　　長	村長
村　　長	ご提案という形でありがとうございます。 　地ビールについては、具体的に調査を行ったわけではございませんが、隣の添田町さんも地ビールを販売しております。ただ、あそこはＯＥＭで製造委託をして、添田町のブランドで売られてるとかですね、そういったところはありました。

	ただ、規模によっていろんな設定の仕方があるようでございますので、飲料であるビールの製造においても水質、ビールは軟水でも硬水でもそれなりのすっきりしたとかまろやかとか、ものができるという話も聞いておりますので、地ビールという、生産という選択肢は全くゼロではないなというふうに、ゼロではない、検討に値するなというふうに思っているところでございます。 ただ、一方あれもこれもというわけにはいきませんので、事業の実施に向けて、先ほどのボトリング等もあわせた中でですね、どういう形のものが一番、今、この人口が減っている中での労働力という部分も考えたりした中でですね、効果があるのかという部分については、しっかり検討させていただきたい。さまざまな選択肢の一つとしてですね、しっかり検討の一つとしても考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	前向きに考えていくというふうに私は受けとりました。ありがとうございます。ぜひ、やっていただきたいと思いますけどもですね。 なぜ、私が今回ビールというのを出したかというと、やっぱりこれは村の中のお店でも売ることができますし、観光にも繋げられます。そしてビール麦を村内で生産するということになれば、農業振興にも繋がります。さらに言えばですね、午前中にちょっと出ておりますけども、獣肉加工所ができましたのでですね、このジビエも一緒につまみとして利用できるという、一連の流れができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今回出させていただいております。 ただ、ジビエの生産には一定の設備がやっぱり必要だし、費用もかかります。せっかく取り組むならですね、先ほど岩屋駅周辺の整備云々も言われました。ボトリングも当然整備するには多額のお金がかかります。併せてですね、一緒に考えていただきたいというのは、やっぱりせっかく思い立つなら既存の計画に捉われないでですね、これまでの計画をまた見直しながら、村の将来の収入、財源に繋がる事業へと変更することも一緒に検討していただければというふうに思います。 その辺の理解を得ながら、地域の活性化と自主財源の確保に繋がる事業に、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけども、再度村長の考えを伺います。
議　　長	村長
村　　長	ありがたい提案ありがとうございます。 ただ、地ビールの製造については、いろんな補助とかですね、そういったものも見てたんですけど、自治体が直接整備するというのは、ほぼほぼ事例がございませんでした。 やっぱり地域の企業さんとかいろんな団体さんとか、そういった方たちがやるとか、先ほど麦とか材料をですね、村の材料を使って、地域の振興策として取り組む、そういった部分については、なんか補助の部分も少しあったところではございます。 ただ、村の中で麦の製造、ほぼほぼございません。時期的な米と麦の作付けの関係もあると思っておりますが、そういった部分とかですね、いろんなやっぱり一つ一つの課題を抽出して、それを検討しながらですね、もう岩屋駅については、先日来も地域との話し合いをさせていただいて、ゼロベースというわけではございませんが、一旦今までの計画をですね、もう計画があるからではなくて、しっかり地域のニーズとですね、考え方、希望、地域がやれること、そういった部分と村の中でやっぱりボトリングとか先ほどの分とか、今提案をいただいた分とか、そういった部分も村の中で検討させていただいて、方向性をですね、しっかり考えてまいりたいと思っております。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員

６　　番	先ほどですね、自治体で取り組んでいるところはなかなかないということではありましたけれども、実際村が独自にやるとなると難しい面もあるだろうし、これからの研究もさらに進めていく必要があると思いますが。 例えば、近隣には大きなビールの工場があります。それから、事業者も身近なところにもおられますので、そういう方たちと連携をしてやるという取り組みも考えられるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、今後前向きに検討していただければと思っています。 いずれにしても岩屋湧水はこの村の大切な宝であり、村の発展に繋がる大きな可能性を持っていると私は考えます。取り組むのであれば、絶対に成功させるという覚悟を持って進めることが重要です。 そこで改めて村長に確認をしたいと思いますが、岩屋湧水を今後どのように活用し、村の発展や自主財源の確保にですね、繋げていけばいいとお考えなのか、再度、申し訳ありませんが、確認ざせてください。
議　　長	村長
村　　長	今、岩屋湧水はですね、当然平成の名水百選として全国でもですね、九州内でも湧水としては非常に貴重な軟水である。これはもう先ほど来から議員さん言われたとおりでございます。 その価値やですね、岩屋湧水というブランド力を生かし、高付加価値の商品展開を目指してまいりたいというのは、もう当然考えているところであります。 ボトリング事業に限らず、ちょっと事業化の可能性についても、市場性、採算性ですかね、とかいろんな課題を含めて、引き続きしっかり検討してまいりたいと思っております。 何より重要なのは、湧水に関しては、たぶん１０年も２０年、５０年、同じ水がですね、湧き続けていただけると思っております。 それでもやっぱりその水を持続可能な資源、事業として活用し続けていくこと、機能することだというふうに思っておりますので、地域の皆様との意見交換を重ねながら、岩屋湧水の価値を最大限に生かした取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	ありがとうございます。ぜひ、前向きに取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、行政懇談会についてです。 行政懇談会は大変お疲れ様でした。私は地元の会合しか参加できませんでした。でも、村長の冒頭のあいさつにもありましたように、各地区でさまざまな意見が出たというふうなことになっているようですが。 今回の行政懇談会を実施して、村としてどのような成果があったか、お聞かせください。
議　　長	村長
村　　長	行政懇談会は、令和８年の７月の８日、確か開会のあいさつのときに１８日と言ってしまったかなと、ちょっと今思いました。７月の８日から８月の１９日まで、全１４カ所において４年ぶりに開催させていただきました。 各地区、これまで４年ぶりとは申しても、その間ですね、コミュニティの会議とかいろんな部分があって、いろんな形でお集まりいただいて、意見交換等は行わせていただいたところではございますが、しっかりとした目的を持って公民館等にですね、職員一同、管理職一同が出向いて、村が開催する会議等にですね、出席されていない方々とも直接対話することができて、さまざまなご意見をいただくことができまし

	た。それが成果の一つだというふうに思っております。 　各地区からさまざまなご意見をいただいております。ご意見やご助言はですね、今後の村政運営や施策へ反映させるための重要な財産となったというふうに思っております。 　これからの村政推進、また地域協働の村づくりを進めるためにも、やっぱり住民の皆様と東峰村の未来への危機感や展望や良いこと悪いことございますが、共有をしながら信頼関係をより深める確かな一歩となったというふうに考えております。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	成果が今、２点、３点あげられました。しっかり村の成果として、皆さんにもですね、紹介をしてもらってもいいんじゃないかというふうに思います。 　反対に、各地区の課題や困り事なども明らかになったのではないかと思います。午前中、同僚議員の質問の中にもありましたけどもね、やっぱり一つ一つ丁寧に課題を解決していくことが、やっぱり住民が安心して暮らせるようになることに繋がるというふうに思いますので、今回の成果を生かしながら、村民が笑顔になれる行政サービスをこれからも続けてほしいと思いますが。 　課題は、内容的なものとやり方の方法論といいますかね、の面の課題それぞれあるんじゃないかと思いながらの質問なんですが、村としてはどのような課題があると捉えられましたでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	懇談会の中、区長会のほうでも一覧表という形で、いろんな質疑があった分については取りまとめをさせていただいて、しっかりフォローアップ、まだこれはまとめただけなんですけど、させていただきたいと思っております。 　ただ、概要的なものにはなりますが、その中でもやっぱり少子化の部分、高齢化の部分、人口減少の部分、また空き家の対策ですね、また、農業についても後継者不足や耕作放棄地といった農業が抱える深刻な悩み、それと先ほど来からもございました災害復旧や身近な生活インフラ等、過去の要望についての進捗の状況などですね、多岐にわたるお声をいただいて、お答えできない分については、やはり課題という形でですね、しっかり認識をさせていただいているところでございます。 　また、行政懇談会でも、先ほど開会のときに申しました、ふるさと納税に関する事務処理誤りについても、やはり村政運営に関する厳しいご意見という形でですね、いただいたところでございます。 　いただいたご意見に対しましては、先ほどの表にまとめておりますが、それについては、しっかり人事対応したうえでですね、基本的には広報紙等で、しっかりこういうご意見、ご質問等がありましたという分については、報告をさせていただきたいというふうに思っております。 　行政懇談会については、４年ぶりの開催ということになりましたが、今年度の経験を踏まえまして、どういう形で行うかとかはありますが、できれば毎年度、箇所数についてはですね、さまざまな考え方がございますが、毎年度開催させていただいて、住民の皆様との対話の時間を確保することが必要だというふうに考えているところでございます。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	改めてこうやってまとめてみると課題がたくさん、いろんな面であるなというのは改めて感じたところですが。 　その中でですね、行政懇談会の中でも私がちょっと最後に意見としてですね、移住定住政策も大事だけれども、村の独身者の方もかなりおられますので、その方たちが

	結婚に結び付くようなですね、政策はとれないかというようなことも、ちょっと意見として出したところでしたけど、何か検討されましたでしょうか。今後どんな取り組みがされるか、私は楽しみにしているんですけれども。 最近役場の職員さんも若い方が増えましたのでね、含めて今後の、それこそ本当の定住政策に繋がっていくようなものを取り組んでほしいと思うんですが、そこ辺りいかがでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	行政懇談会で貴重なご意見をいただいたところでございますが、ちょっと村としてですね、今のところ具体的にどういう形で行うかという部分については、まだ正直言って見えてないところでございます。 一つは朝倉市のほうに縁結び課等がありますが、そういったところに村の方も登録をされているという話はですね、聞いたりしているところでございますが、ちょっとどういう形で、出会いの場を重視するのか、やはり今、情報社会のなかでどういう形でチャンスというか、そういったものをするのか、そういった分については今取りまとめをしているところで、具体的な行動については、まだ協議の中に入れてない状態ではございます。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	もうご存じのように、ある自治体ではですね、担当者まで決めて計画的にやっているというようなことがありますので、やっぱり移住定住政策も大事ですけれども、こういったことも大事ではないかと思いますので、ぜひ、検討をしていただければと思いますが。 先ほど子育て世代の方たちと直接話ができたということを、成果の中で言われたと思いますが、私の地区もそうでしたけども、子育て世代の参加が少ないんじゃないかと思っておりました。 以前からこの子育て世代の方たちの意見をしっかり聞くことが大事じゃないかということでですね、将来をお願いする世代でもありますので、うちの地域の方の中で、子育て世代の方がある会合の中でですね、子育て世代が参加できる曜日や日時ですね、を設定してくださいというお願いがかなり前に、村当局にもあったと思いますけれども。 やっぱり今からでも遅くないので、そういった方たち、あるいは高校生などの青年層、こういった方たちを対象にした行政懇談会をするつもりはないでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	子育て世代の参加の部分については、状況としてはですね、行政懇談会の参加者数、前回１７６名、今回が２０７名ということで、開会のあいさつのときにも、ちょっと多かったという形で言わせていただいたとこですが。 特に３０代、４０代以下、子どもさんの特に４０代以下の参加というのが、全地区で、今のところ概算ですけど、１３名の参加というところでございました。 子育て世代に、やっぱこれからの世代、子どもの成長、またこの村をどうしていくかという方たちのご意見を伺うことが、なかなか行政懇談会の中ではできなかったなというのは、庁内の会議の中でも課題として上がっております。 ただ、従前ありました日曜日の昼間とかですね、だったらというところもあったんですけど、前回コミュニティの子育て世代の会合をさせていただいたときもいろいろとお声がけしたんですけれども、あのときが３組ぐらいでした。 たぶん３組だったと思います。非常に集まりが悪かったという部分もあって、そういう反省もございますが、できれば何か集まりがあっているところに、例えば学校とかだったら、いろんな時間の分け合いとか非常に難しい部分もあるかもしれません

	が、そういったところに、ちょっと短時間でもいいですので具体的なテーマを決めてですね、３０分とか、そういった意見交換ができるような場の設定ができれば、一つの集まり方になるのかなとか、そういった開催方法の検討、どういった形にするか、そういった部分については、今後も常に考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	せっかく日にちを設けても参加者が少なければ、ちょっと残念な思いがしております。 でも、やっぱり負けずに何回もやることでですね、皆さんの意識も高まるんじゃないかと思いますし、しっかりＰＲといいますか広報して、より多くの方が集まるように工夫をしていただきたいと思います。 先ほどＰＴＡに働きかけるというのがちょっとありましたけども、これもいい方法だと私も思います。 ただ、残念ながら子育て世代とは言いながら、学校に上がっている子どもさんたちの親御さんが中心になっていきますのでね、全子育て世代あるいは青年層まで網羅しているわけではないかもしれませんので、ＰＴＡの働きかけは一つのいい方法として、ぜひやってほしいと思いますけども、やっぱり対象を広げたところでの懇談会を、ぜひやっていただきたいなと思います。 先ほど人数が若干、報告をしていただきましたが、全体的に以前と比べて、やっぱり私は参加者が少なくなっているんじゃないかという気がしておりました。２０７名ですごいなと思ったんですが。 今後さらに広げるためにですね、村の今回の行政懇談会の出席をどのように分析しているか、ちょっと教えてください。
議　　長	村長
村　　長	東福井で申せば、前回１１名、今回２１名という形で、結構それぞれ集まりの多い少ないってやっぱり区長さん等のご協力とか、いろんな形もあったというふうに思っております。 内容についてという部分が、前回は役場からチラシを配って「お集まりください。」という部分でございましたけど、今回については各区長さんが地区内の無線放送等を使って呼びかけをしていただいたというところもございます。そういった取り組みを行うことで、また参加者についてもですね、今後増やしていくかというか興味を持っていただける、持続的に興味を持っていただけるような行政懇談会として、進めてまいりたいというふうに思っております。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	区長さん方の中で、やっぱり参加を呼びかけている地区があったということで、それも一つの効果があったということでですね、大変良いことだというふうに思いますけれども。 一方でですね、意見を出したりしてもなかなか聞いてもらっていない、あるいは言っても仕方がないというようなですね、あきらめに近い声も聞くことがあります。 それでもう興味を無くして、そういう懇談会に行かないと、いうような方もおられたようです。 例えば宝珠山駅の改築のことで、何べんも申し上げて申し訳ないんですけれども、地元の十分な説明がないまま、これまで宝珠山駅のコミュニティセンターを、利用していた部屋が喫茶に変わりました。地元の人たちは非常に困っていたという現実があります。 先ほどの質問の中にもありましたようにですね、言ってもやっぱり役場のほうが何

	も考えてくれんかったっていうようなことが重なると、住民の行政の信頼も損なわれていきます。 　村長は、これまで住民の意見を聞いて、丁寧に話し合ってきたと考えておられますでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	さまざまな手段、手法によってご説明をし、ご理解をいただくということについては、当然のことだと思っておりますし、私自身としてもできるだけ丁寧に行ってきたというところは思っておるところでございますが、先ほど議員さん申されました宝珠山駅の部分については、ちょっと言われてから行ったとかいう部分が、ちょっといくつか散見されましたので、やはりまずは、やっぱり村の方針というものは一つはある、全体の方針ですね、はあると思っております。 　その中でやはり説明をし、ご理解をしていただくという手順については、やっぱりやるべきことであると思っておりますので、今後さまざまな部分についてもですね、しっかり教訓とさせていただいて、今後しっかり取り組まさせていただきたいというふうに思っております。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	行政からの説明は、どうしてもある程度の計画が出来上がってからでないと、なかなかできないだろうというふうに思うんですが、やっぱり草案の途中ででもですね、特に今、岩屋駅周辺整備については、かなり話し合いがなされているようですけれども、それと同じぐらい他の地区でもいろんな事業があるときには、ぜひ進めていただきたいなと、地元の意見をしっかり聞いていただきたいなというふうに思うところです。 　県やコンサルタントからの指導もあるとは思いますけれども、やっぱり何よりも大切なのは、村民が自由に自分の意見を出しあえる場を作ることだと思います。 　やっぱり地域で話をすると、いろんな方がいろんな意見を持っているんですね。それがやっぱり代表者という形でくくると、その代表者が地域の意見をしっかり聞いておればいいんですけれども、個人の意見になってしまっている部分もありますので、やっぱり今後コミュニティの話し合いも進んでいくと思いますけども、ぜひ、そういう会合、全体の会合がある前には、地域の代表者がいますので、そういった方たちにしっかり意見を聞いてくるように、村からもご指導いただければよいと思います。 　村民の声を大切にし、より良い村づくりに繋げるため、こうした場づくりをさらに積極的に実践していただきたいというふうに思うところですが、村長いかがでしょうか。
議　　長	村長
村　　長	さまざまな事業の中、特に目に見える形の部分については、しっかりとした調整というかですね、そういった意見交換また地域の要望等は当然考えた中で、村は方針を決めなければいけないというふうに思っております。 　一方コミュニティについては、やはりこれまで行ってきた従前型の地域の集落のあり方からですね、やっぱり手挙げ方式という形で東さんは申し上げておりましたが、そういった形でですね、積極的に取り組んでいける方が強力なリーダーシップで引っ張って行って、地域づくりを行っていけるような形がですね、今年度なんとなく見えて、それに地域が乗っかってくるような形ができればというふうに思っているところ、ちょっとコミュニティの話じゃございませんが、というところも考えているところでございます。 　事実的にこういった形で、やっぱり認識というかですね、共有する場というところはですね、やっぱりしっかり持った中で、やっぱり自分はよく理解と納得という話も

	するんですけど、全員が納得する事業というのはなかなか難しゅうございますので、少なくともその事業に対して、村はこういうふうに考えているんだなというのを理解してもらうプロセスというのは、必ず必要だというふうに思っております。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	今、村長が言われたようにですね、やっぱりプロセスをしっかり大事にしていただきたいと思いますし、より丁寧な説明をしながら、今後進めていただければと思います。 これで、私の質問は終わります。
休　　憩	
議　　長	１５時２０分まで休憩します。 （１５時０８分）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 （１５時２０分）
議　　長	４番　和田将幸議員の質問を認めます。 ４番　和田将幸議員
４　　番	私は、大きく３つの質問をしたいと思います。 まずは、スクールバスについて。 東峰学園の通学環境について、現在の東峰学園の通学環境が昔とは大きく変わっています。集団下校も見られなくなり、人口減少により生活の中での見守りができてない状態です。実際、多くの児童が保護者の送迎に頼っており、親御さんも送迎のために仕事などいろいろ時間など制限がされています。 人口減少による見守り機能の低下や保護者送迎の増加をどのように認識し、安全確保と保護者負担の軽減に向けてどのように対応する考えか、お聞かせください。
議　　長	教育課長
教育課長	議員のご指摘のとおりですね、人口減少による地域の見守りが減少していること、また、保護者による送迎が増えている状況を村としても認識しておるところでございます。 村では、児童の登下校の安全を確保するために、これまでも毎年の通学路危険箇所点検や道路管理者、警察との改善協議を進めてきました。今後も地域の見守りが難しくなる状況が進んでいくことが考えられます。 このような状況におきまして、村として通学路の継続的な点検や危険箇所の改善に加え、警察との連携によるパトロール強化など、地域の見守りを補完する対策について協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	国や教育委員会の指針とかはあると思うんですが、以前のように、健康や体力づくりのために、歩いて通学を推進しようという考えとかは自分たちもよく分かります。自分たちの世代もいろいろ歩いてまいりました。 今、答弁で言ったように、安全面とか最善の対処をしてくれるとは言ってたんですけども、小学校低学年に現状１人で通学させるのは、やっぱり親の面から見ても不安だなという気持ちがあります。毎年毎年新しい１年生が出てくるんですけども、その場所、場所によって、やっぱ親御さんが不安に思う気持ちは、私も親として、そこはなんとかならないかなと思っています。 そういう１年生、低学年生の不安なところ、安全面の対策について、どう考えますか。
議　　長	教育長

教 育 長	議員ご指摘のように、登校時の安全確保というのは非常に村としても教育委員会としても最重要事項とは捉えております。 現在ですね、繰り返しになるかとは思いますけれども、やはり保護者による送迎であるとか、一部の地域におきましては、地域の皆様による見守り活動により、登校の安全性の確保をしていただいております。また、保護者の方にも送迎のご協力をいただいておりますことには、大変感謝を申し上げるところでございます。 今後ですね、今すぐに、１人徒歩での登校についての対策といたしましては、すぐにということはなかなか申し上げられないんですけれども、今後といたしましてはですね、先ほどありましたように、警察等による見守りの強化の依頼であるとか、あと地域での見守りにつきまして、ながら見守り等もありますけども、そういったことについての呼びかけ、依頼、そして今後の方向といたしましては、村の学校安全対策委員会であるとかスクールバス委員会等の中で協議をさせていただけたらと思います。以上でございます。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	子育て世代の移住定住の推進とかから見ても、大事なのは住居、仕事、学校、安全などと思います。その中でやっぱり学校と安全面、そこが移住施策にしても必要なところだと思っています。 スクールバス利用の決まりや昔からの慣例などもあると思いますが、現状の今の村にあわせてルールを変更できないか、考え直せないか。もしくは見守りなどを村全体で強化する対策など、老人クラブの方たちや地域の役員の方に見守りを、村全体で一緒にしていこうという動きなど、何らかの安心できる東峰学園をつくるのに必要かなと思うんですけれども、その辺を、考えをよろしくお願いします。
議　　長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 議員ご指摘のとおり、村全体での見守り体制が作れるのが、本当に私としても安心でありますし、その方向性が探れないかなというのを、一つ個人的には思っているところでございます。 例えば議員がおっしゃったように、老人クラブの皆様への依頼等につきまして、何か方法があるかなと考えたときに、東峰学園の中にあります学校運営協議会の中に組織のメンバーとして確か入っていただいたりとか、そういった方向性も含めましてですね、学校を含めてそういった体制が、話ができないかなと思っているところでございます。 また、先ほど申し上げましたけれども、地域の見守り体制の仕組みといたしまして、やはりながら見守りであるとか、あと該当の児童が登下校する道路を通行する、通勤する保護者の皆様の車にステッカーを貼っていただくとか、そういった形での見守り強化を進めていけたらと、当分の間ですね、進めていけたらと思っております。 そういった組織への働きかけについては、今後の検討課題、研究課題としてさせていただけたらと思います。以上でございます。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	毎年新１年生はできるわけであって、そこの不安を取り除く。今までは親と学校で成り立っていたものが、人口減少でなかなかできなくなった。それを村全体で、東峰村だからこそできる対策とかを運んでいけたらなと思います。 村長、その辺のご意見、考えとかありますか。
議　　長	村長
村　　長	申し訳ございません。自分たちが子育てしていた時代とですね、今の時代、やっぱり環境、ガラッと変わっているという状況はあるというふうには思っておりますが、

	全体的な見守り等については、先ほど教育長が申したとおりだと思っております。 ただ、移住定住と通学の安全というものに対する解決策というのはですね、本音を言うと、ないと思っています。すべてスクールバスに乗せれば解決するかというと、それではないと思っております。 ただ、じゃあ何が解決策かと言われると非常に悩ましい部分、本当は子どもたちは歩いて通学してほしい、近所のおじいちゃん、おばあちゃんに「おはよう」とか言って行ってほしいとか、地域の見守りとか、そういった理想をですね、やっぱりそういう時代を自分たちも子育てでやってきましたので、なんとかそういう雰囲気が戻ることがないのかな、ただ現実して、やっぱり小さな子が１人で通学できるのか、それが心配だから親御さんが送っていただいているというところは、現実してある。 ただ、それについて、やっぱり先ほどもありましたが、検討委員会とかそういった部分の中で、やはり一つの方向性は見出さなければいけないと思っております。 ただ、自分としては、もっと子どもは外で遊んでほしいなとか、やっぱり歩いてほしいなとか、そういう思いはあるところなんで、ちょっとここで明確に自分が方向性を示すというところはですね、ちょっとできないところでございます。以上です。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	ありがとうございます。 私も何らかの、今と状況を変えて、安心できる環境をどうにか作れたらなと思っています。 それと、保護者送迎してくれるお母さん、お父さんたちでも、朝のあの時間にあそこに行かなきゃいけない。それから村外に仕事に行くというのが、やっぱり思った以上に負担になっているという声はよく聞きます。それは現実としてありますので、その辺のほうも頭に入れて、より良い形を作っていけれたらと思います。 次の質問にまいります。 地域交通について。 行政懇談会で住民から地域交通法の改正があり、スクールバスを地域の交通資源として利用できるので、利用できないかというような質問がありました。交通空白地では、コストをかけずにスクールバスなどを利用できる制度です。 ですが、東峰村にはもう既に地域交通のるーとがあり、生活の中で交通は利便性が確保されてきました。 それなら東峰学園の通学を地域交通で賄えば、維持費削減、運転手不足の解消、地域の防犯、見守り効果など効果があるかと思います。これも今すぐにとは思いませんが、将来的に見てこういう可能性はあるのか、村長の考えをお伺いします。
議　　長	村長
村　　長	地域交通については、合併直後、平成１８年ごろからスクールバスや西鉄バスですかね、そういった分や福祉バスをあわせた地域内の交通体系の整備の検討が数年にわたってなされたところでございましたが、実現には至らずに交通空白地域タクシー券が導入されたという経緯があったかというふうに思っております。 今回、さまざまな状況の変化等もございましたが、議員さんにご提案をいただきました地域交通のるーと東峰が、スクールバス機能を併せ持つことについては、基本的には賛同させていただきたいなというところは思っているところでございますが、さまざまな課題を整理したうえで、検討する必要があると思っております。 例えば、定時便として、朝と学校の時間帯と使うとしたときに、児童生徒が乗車する前のキャパシティーがどれくらいになるだろうか、また、車両に当然保護者以外の大人の方が混乗というか同乗する場合にどうなのかとか、大雨や積雪等では今運行しておりませんので、そういうときの運用体制をどう整理するのか、部活動の大会や校

	外活動等の車両の利用に係る部分、また、定時便に同乗する際にですね、バス停とか停留所をどう設定するかとか、そういったさまざまな課題もあるというふうには思っておりますが。 　実際に筑前町の例をちょっと話したときには、あそこはスクールバスというものがございません。一部路線バスを使って、それに乗って通学をしているという人もいるという形と、スクールバスではないけど乗り合いみたいな部分もあるというふうには聞いておりますが、いろんな他の自治体の事例等も参考にさせていただいて、経費だけではございません。やっぱり村の関わる人たち、また、安全面とかそういった部分も踏まえた中でですね、しっかりこれについては、これを導入したらどういう形に子どもたちの状況が変わるのかとか、そういった部分もしっかり考えた中で検討させていただきたいなというふうに思っております。以上です。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	東峰村にも地域交通のるーと、かなり利用者が増えて、皆さんあって良かったというような声を多く聞くようになりました。 その一方で人口減少はどんどん進んでいきますので、よりそのときに合った東峰村の新しい形を探していけたらと思っています。 次の質問にまいります。 次の質問は農業振興について、質問です。 同僚議員のほうが農業振興のほうにはかなり発言して、ちょっとかぶるところもあると思うんですけども、もう一度こちらからも質問したいと思います。 東峰村の農業はがけっぷちと村長は答弁しましたが、具体的に改革をするのであれば協議が必要であると思っています。いろいろ村長の口からアクションプランやＩＴ、ＤＸ、起業人とかパーツはいろいろ出てきています。でも、人口減少、担い手不足は、もう確実に進んでいる状況です。 だからそこ地域コミュニティの協議会とかもよくやっているんですけども、こちらの協議のほうも早々に進めなくちゃいけないのかなとは思っております。 村長の考えの中で、このことを考えるうえで、やっぱり農振であり、農業委員会であり、農事組合とかいろんな団体の意見は絶対的に必要だと思います。 そういう協議をする中で、協議の枠組みはどんな感じで思い描いているのか、考えがあればよろしくお願いします。
議　　長	村長
村　　長	農業ががけっぷちという言葉、前回の議会で議員さんからいただいた言葉ではございますが、実際に東峰村の農業、がけっぷちであるという議員さんのご指摘については、同じ考えでございます。 協議の場、協議の枠組みというお話、質問をいただきました。農業に関する諸問題について、協議する場としてはもうご存じのとおり、既に農林漁業振興協議会というものがございます。 ただ、結構全体会が年に１回で、担当者会があって、それぞれの部会があって、部会の会議をしながら実践をしていくという枠組みで、今行っております。 ですので、実際にはその母体としての農林漁業振興協議会、その中でやっぱりアクションプラン、行動計画と今後の方向性を定めていく部分については、全体で話すというよりは、その中で、ちょっと人数については、概要を来月ぐらいから、今月か、実際に策定についての取り組みを始めるというところではございますが、ちょっとメンバー構成については、今、まだ検討中というところではございますが、やはり枠組みの基本はですね、農林漁業振興協議会の生産検討委員会がベースになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

	アクションプランの策定にあたっては、その方たちのみならずですね、やはりそれに関わる人たちのさまざまなご意見等を伺いながら、要するに机上で決めるのではなく、実際実践の中で実感の声を聞きながら今後の方向性、当然方向性は村が指し示すというか策定するものでありますので、そういった農業者、関係団体の皆様と東峰村の農業の未来を一緒に描きながら、策定をしっかり進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	私も農振のほうに関わってきて思ったことは、その場その場の今考えることが一生懸命で、全体の将来のことについて考えようといきなり言ってもですね、いやいやまだいろいろすることがある、そっちの方が先だという声もあるし、将来のことを心配している方もいろいろおられます。 その中で村長たちが、いろいろＩＴとか起業人を使ってこれから考えていく仕組み、それをより良いものにするためには、やっぱり初期の段階から見る方向を、一緒の方向を見とかないと、なかなか下に下ろすというか、農振に下ろしたときに、いやいゆ自分たちが考えたものじゃないよ、誰がするの、そういう話になったらいけませんので、やっぱり村長が手を挙げて、見る方向を一つにして、この問題には少しでも早く取り組んでいってもらえたらと思っています。 村長は手を挙げて、自分がこの村の農業を引っ張っていくんだという思いはお持ちですか。
議　　長	村長
村　　長	言われるとおりです。 実際にアクションプランを作るという部分でございますが、自分の話をしても仕方がないんですけど、合併前ですけど、平成１４年、１５年にかけて農林漁業振興協議会の取り組み方を、ちょっと変えたという話、前もしたかなと思いますが。 それぞれの水稲検討委員会とかからですね、生産検討委員会、流通販売検討委員会にちょっと方向性を変えたときに、やっぱり総体的な目標を、全体を示したうえで、やっぱり個別のテーマに基づいて現状課題、そのためにそれはどういうふうに変えていくのが目標なのか、そのためにどういうことをすればいいのか、今年度はどういうことができた、来年度はどういうことができたという部分をですね、しっかり表形式で分かるような形で取り組んだところでございました。 それがちょっと合併によって、動きが少し見えづらくなったという部分がございましたので、自分の思いとしてはやっぱりそういう形で、全体の農業の方向性を示したうえで、個別のポイントについて、こういう形で進めていく、これをしっかり見える形で、年次計画に基づいて、その進捗をローリングというかＰＤＣＡサイクルによって進めていく、それを見える化するというのが、今回のアクションプランだというふうに思っておりますし、そういうふうに今、課のほうとも共有させていただいております。 そういう部分の洗い出しから始めていく、それについてしっかり、元々の自分の思いもありますけど、元々自分も小っちゃい農家でございますので、農業に関わってきた者としてのですね、考え方、また中山間の集落の会計をほんと初期からですね、やってたとか、そういった流れ、そういった中での課題意識等も踏まえた中でですね、しっかり指し示して、ちょっと引っ張って行くというのはおこがましいんですけど、やっぱりそういうふうにちゃんと方向性を指し示すためのものは、今年度中に目標でございますが、しっかり作り上げていきたいというふうに思っております。以上です。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	力強いお言葉ありがとうございます。

	やっぱ中山間地、団地の私たちのところも、もういっぱいいっぱいで替えがいない状態です。これは、やっぱり村長が、そういう思いで引っ張っていってもらえたらありがたいと思います。 最後の質問ですが、村長の中で、この改革をいつまでにやり終えたいとか、頭の中で描いているものとかはありますか。あったらお聞かせください。 村長の中で、こういう農業改革、一連の全体ですけども、これはもうすぐにやらなきゃいけない。時間をかけて５年後とかになるのか、少しでも１年ずつ会議を、今年度にも会議を始めてやっていこうと思っているのか、その辺の時間のところを、考えがあれば教えてください。
議　　長	村長
村　　長	会議については、先ほど申したとおり秋からのスタートということで考えておりますが、事業というか実践ですね、既に取り組んでおりますが、それをどう改革していくか、これについては、特にデジタル関係については来年度以降、早々にでも着手をし、分かる形での、それもたぶん準備１年近くかかるのかなとも思っておりますし、ただ、３年も５年もかけるものではないというふうには思っております。 できれば１年、２年ぐらいで、やっぱり皆さん、こういう形で農業って、東峰村の農業が進んでいくんだなというのが理解できる形でのですね、計画は計画で当然作る形になりますんで、計画を見る中で、じゃあ、これをどの年にどういう形で進めていくのかという部分についてのロードマップですね、これについても併せて指し示して、一緒にやっていきたいというふうに思っております。 できるだけ来年度か、農業って１年サイクルが、ちょっと途中でどうのこうのというのができにくいので、いつからという部分については、まだ明確な、具体的な見えているものはございませんけど、やはり３年も５年もかけるものではないというふうに思っております。
議　　長	４番　和田将幸議員
４　　番	ありがとうございます。 もうできるところから、できるところからあるはずなんで、一緒に住民と農業者と村と私たちで一緒に作っていきましょう。 これで、質問を終わります。
散　　会	
議　　長	これをもちまして、本日の会議を終了します。 明日９月８日は、決算審査特別委員会を開催します。 本日は、これにて散会いたします。 （１５時４７分）

第７回　東峰村議会定例会会議録

令和８年９月１０日
（　第　４　日　）

東　峰　村　議　会

令和８年第７回東峰村議会定例会議事日程

令和８年９月１０日開議

開会宣言
議事日程報告

日程第　１　議案第３２号　東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　２　議案第３３号　令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）

日程第　３　議案第３４号　令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

日程第　４　議案第３５号　令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）

日程第　５　認定第　１号　令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第　６　認定第　２号　令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第　７　認定第　３号　令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　８　認定第　４号　令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第　９　報告第　３号　令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

日程第１０　請願第　１号　「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書

日程第１１　発議第　２号　適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議について

日程第１２　発議第　３号　福岡県政及び福岡県議会の早期正常化と信頼回復を求める決議について

日程第１３　　閉会中の各委員会継続調査の申出について

開　　議	
議　　長	ただ今の出席議員数は、１０名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりです。 （１０時３０分）
議　　長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第１	
議　　長	日程第１　議案第３２号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を会計する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 ６番　佐々木孝議員
６　　番	まず、東峰村特別職報酬等審議会の答申を受けと書いてありますが、この審議会のメンバーはどういう方がおられるのか。 それと、昨年の６月の議会で、同じように減額の条例が出されましたが、そのときのメンバーと同じなのか、お聞かせください。
議　　長	総務企画課長
総務企画課長	メンバーにつきましてはですね、５名ほどで構成されておりまして、社協の代表者、それからＪＡの代表者、それから商工会の代表者、それから一般住民といいますか、女性の代表ですね、そういった方々等を委員としまして、報酬のほうの審議会を開催をさせていただいているというところでございます。以上です。 前回と比べまして、４月の異動とか、そういったところで代わっておる方が１名ですかね、おられたかなというふうに思っております。以上です。
議　　長	６番　佐々木孝議員
６　　番	５名のうち１名が今代わったということで、あとの４名は代わってないということで確認したいと思いますけれども。 それならですね、ちょっと疑問に思ったのは、昨年の６月議会にかけられたときには、それまでの職員の不祥事ということで、最終的に責任を取られたと思うんですけれども。このときの処分が村長の１００分の２０の３カ月ということでありましたので、皆さん承認をしたんだろうと思いますけれども。 そのあと、村長選があってですね、村長が代わっておれば、今回のこれでも仕方がないのかなと思いましたけれども、村長が代わっておられないので、なんかこう昨年の結果から見ると少し、ひと月の減給ということで、甘いのではないかという気が、私はいたしましたけれども、そこ辺りいかがなものでしょうか。どう考えておられるか、お聞かせください。
議　　長	村長
村　　長	昨年の分につきましては、住民の皆様へのご迷惑、それの部分と職員の懲戒処分が、停職という非常に重たい処分であった。それを鑑みての部分でございます。 今回の分について、それが多いのか少ないのか、どうなのかということについては、皆様のご判断にお任せしたいというふうに思っております。前回の分については、そういう判断をさせていただいたところでございます。以上です。
議　　長	他に、質疑はありませんか。 ５番　樋口朗議員
５　　番	私は、この議案３２号に全く納得していません。 今回の不祥事は、東峰村に頑張ってくださいと、総額約４，０００万円のふるさと納税で応援された全国の２，８４４名の方々の税額控除ができなかった重大なミスで

	す。まさに村を応援されたありがたい方々のご恩を仇で返したものです。 　しかも全国の５８２もの市町村に、事務処理で大変なご迷惑をかけた村始まって以来の大規模なミスです。私の調査では、ふるさと納税のミスで日本最大規模です。 　このミスをした役場のトップが、給料の２割を、わずか１カ月だけカットする微々たるもので、全く反省を感じることができません。村長は、自らの処分を適切だと思っているのか、前回との処分との比較や、今回は給料２割、１カ月の削減になった根拠を含めてお尋ねいたします。
議　　長	村長
村　　長	特別職報酬審議会の答申を受けてという部分ではございますが、この量定と申しますか、処分について、私としてはしっかり皆様にですね、意思表示をしたいというふうに思っておりますので、これが適切かどうかという判断の部分については、もう議員さんそれぞれにお任せしたいというふうに思っております。以上です。
議　　長	５番　樋口朗議員
５　　番	私もかって旧宝珠山村で報酬審議会に関わったことがあります。やはり執行部から原案を作るんですね。ですから、原案を作るためには、もう村長の考えが入っているというふうに思います。 　次の質問ですけど、今回のミスで住民の皆様は怒っています。 　なぜなら、今まで何度もミスが起きました。その度に再発防止を誓いましたが、全く効果が上がらず、今回は過去のミスをはるかに超えるもので、住民の皆様は驚き呆れています。 　また、東峰村を転出して全国各地で頑張りながら、ふるさとを自慢してきた方々、そして何より将来の東峰村を託したい子どもたちや若者にとっても、全く自慢できない村に一瞬で変わってしまったんです。 　村長は、今回の処分で、住民の皆様が納得すると思っているのか、お尋ねいたします。
議　　長	村長
村　　長	納得うんぬんよりは、やっぱり説明または謝罪を行うことでご理解をいただく、これについては、しっかり行っていきたいというふうに思っております。 　納得という部分については、何をやっても納得をしていただけないというのは、もう職員、私もそうですけど、実際に感じておりますし、当然今後の部分においてですね、しっかり再発防止、また信頼回復を行っていかなければいけない、これについては強く意志と申しますか、決意を持っているところでございます。以上です。
議　　長	５番　樋口朗議員
５　　番	最後の質問です。 　私は、住民が納得するには、「あっ、そこまで処分するんですか。そんなに反省しているんですね。」って率直な意見が出るのが、私は納得です。そんなふうに努めるのが村のトップのあり方だと思います。 　仮に私が村外に住んでいて、ふるさと納税をした者だったら、今回の処分、村外の人を甘く見るのもいい加減にしなさい、もう二度と東峰村にふるさと納税をしないぞと思うでしょうし、知り合いに「東峰村にふるさと納税をしても裏切られるからしない方がいいぞ、」と注意すると思います。 　村長は、仮に村外から東峰村にふるさと納税をした人だったら、今回の処分を納得するのか、お尋ねします。
議　　長	村長
村　　長	仮定と申し訳ではございませんが、そういった部分において、私として答弁をする立場にはないというふうに思っております。以上です。

議　　長	他に、質疑はありませんでしょうか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 ５番　樋口朗議員
５　　番	私は、今回の条例改正案に反対です。 先ほど説明したように、ふるさと納税をした２，８４４名の方々や村民の皆様は、この議案では全く納得しないと、私は思います。 今後ふるさと納税の仕切り直しや村を活性化するには、もっと大きな処分や村長の決断、そして私自身のチェック能力が大切だと思います。東峰村が再生するための第一歩として、この議案に反対します。
議　　長	賛成討論はありませんか。 ７番　伊藤均議員
７　　番	個人の判断の中でですね、いろいろとご意見はあるかと思います。 しかしながら、今回の処分について、職員の給与減額といったようなものもあり、それを踏まえて、今回報酬審議会にですね、答申を受けてでも今回の議案の提出という形でございますので、やはりこういうものについてはきちっとですね、尊重し、正しい形での進め方がいいのかなと思いますので、この条例制定についてのですね、議案について、賛成の立場で申し上げたいと思います。
議　　長	反対討論はありませんか。 ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第３２号「東峰村長の給与の減額についての条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 （賛成者挙手）
議　　長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第２	
議　　長	日程第２　議案第３３号「令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 ２番　野寄和秀議員
２　　番	２２ページ、６款１項８目の中山間地域直接払の償還金及び割引料ということで、これはですね、説明を受けましたので、会計検査の結果返還するということであります。 それはもう指摘だから仕方がないと思うんですが、会計検査院の方もですね、制度に則って適合でないということで、そういうことで今回の事案に至ったものだろうと思います。 ただ、やっぱり農業者というかですね、本来このことについては、初日から中山間地域とか農地を守る、農業を守るというところで、新聞記事の西日本新聞に紹介された分も私、例に挙げたんですけど。 やはり急傾斜地とかですね、山間部を守っていくというのが本来のこの制度、平成１２年からスタートしているというふうに、第１期がですね。今回、今第６期を迎えていると。

	その中において、やはり幅広くというかですね、中山間地域の農地を守っている人たちを守る。ホームページ等を見てもですね、高齢者に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直したうえで、令和７年度より第６期を新たにスタートを切りましたという見出しで、ホームページにあるんですよね。 であれば、やはり幅広くですね、もう全くの誤認において使われた補助金かも、そこはもう問いませんが、やはり幅広く使える制度でなければ中山間地域は守れないんですよということなんですよね。 初日のですね、一般質問の中で伺いますと、全国のですね、中山間地域の副会長を務めてらっしゃるということで、であれば鈴木農水大臣とかですね、片山財務大臣等に物申せる立場にあると、私は思うんですが、その会計検査院からの返還金からの飛躍ではございますが、そこの見解を求めたいと思います。
議　　長	村長
村　　長	ありがとうございます。 中山間の直接支払、今回の部分については、確か現地が全く、今年６期にあたって面積が少なくなった。これは、そういった部分の中で、農地として利用できないというか、現況において、やはり農地でないというふうに会計検査院のほうから指摘をされて、その分についての返還を行ったというふうに報告は受けております。 実際には、中山間地域直接支払制度、非常に日本型の所得補償制度、直接支払の部分で、非常に農家の皆さんにとってですね、重要な取り組みのきっかけでもあるし、財源であるというふうに思っております。 今後の部分においても、５期から６期に変わる分にあって、財務省においては、もう役目を果たしたんじゃないかという話が出てる中で、やっぱり農水省と一緒に、いや、そういうもんじゃないんだよ、中山間地の農業というのはしっかり繋いで守っていかないといけないという取り組み、活動を行った中で、６期が始まったという経緯は、確かにございます。 その中でも、うちの集落もそうなんですけど、いろんな加算措置ですね、うちにおいてはスマート農業加算という加算をいただいて、草刈り等においてリモコンの草刈り機かな、乗用型はあるんですけど、そういった部分において省力化を図っていく、スマート農業を図っていくという取り組みも行うこととしております。 また、ネットワーク加算等で、やっぱりもうちょっと大きなくくりの中でも農地を守る活動をしていく、そういった部分についての加算、そういった分も６期に入ってですね、始まってる分もございますので、そういった部分を活用する中で、やっぱり農地をどう守っていくか、その取り組みをですね、しっかり集落協定、各集落の中で考えて活動というか、取り組んでいただきたいというところでございます。 片山財務大臣とか、その辺りとはお話する機会、直接ない、鈴木農水大臣はございましたが。そういった中で、やっぱり鈴木農水大臣もいろいろと今言われておりますけど、やっぱり北陸、東北のほうの実情を知っている中で、やっぱり必要な部分についての思いもございました。 そういった部分も共有する中で、どうにか継続ができているという部分については、村としてはですね、しっかり今後も、やっぱり取り組みが後ろ向きというかですね、交代しないような活動は行っていきたいというふうに思っております。以上です。
議　　長	２番　野寄和秀議員
２　　番	承りましたが、やはりですね、これちょっと大きい話になって申し訳ないですが、今、日本の人口が１億２千万と。農業者の人口が１０４万人、人口にすれば０．８％の人口で農業を支えていて、そのうちの６５歳以上の高齢農家が７０％ということになっております。日本の受給率もですね、６７とか、そういう数字でございます。

	こうしたことを踏まえ、５期から６期に、昨日の質問させてもらったときに、１０haぐらい確か減っていると思うんですね。ということは、１０haが荒廃農地になってしまうぐらい、林になり森に、山になってしまうんですね。 ですから、その辺りを、窮状をですね、ぜひ、農水省なり財務省なり訴えていただいて、発信をぜひお願いして、私の質問を終わります。
議　　長	村長
村　　長	農地をどう守っていくかというところについては、もう５期、６期にあたって、集落の中で取り組んできた部分でございます。 ただ今回、１０ha という部分が減った。これはもう実情に即した認定を行うという、要するに入口の農地という定義の中でのですね、認定のあり方であったというふうに思っております。 うちの集落の話をするわけではございませんが、やはりずっとこれまで山付きの部分で、作っていなかったところも草刈りをしていた。それはいいんじゃないのと言っておりましたが、これについてはしっかり持ち主の方と話して、やっぱり農地として復活、復旧、今後活用する計画があるのか、そういう意思があるのかというのを、地域の集落の中でも確認をさせていただいて、ちょっとないという話の中で除外をさせていただいたというのはございます。 農地最適化計画、どういう形で農地を続けていくのか、山付きの農地については、現況の中で田んぼとして復旧ができるのかという部分について、それはもう地域の中で判断をされてる。 今後地域計画の中でも今後どう取り組んでいくのか、そういった部分もですね、しっかり話していかなければいけないというふうに思っておりますが、持ち主の方が意思がない部分について、荒らさないという部分については中山間でできるんですけど、それを活用するという分については、なかなか難しいところがございます。 これについては、それこそまたコミュニティの話をするわけではございませんが、農村ＲＭＯという考え方の中で、そこに例えば何か違うものを植えて、集落の収入源とする。そういった取り組みもですね、今後考えていかなければいけない。 やっぱり個人が農業を続けていくという局面においては、非常に厳しくなっている。先ほど議員さん申されたとおり、やはり高齢者の従事者しかいない、担い手がいない、後継者がいない、こういった中でも、今後地域計画またアクションプランの中でですね、しっかり謳い込んでいきたいというふうに思っております。以上です。
議　　長	他に、質疑はありませんか。 ５番　樋口朗議員
５　　番	２１ページ、３款２項１目児童福祉費についてのお尋ねです。 ここで保育所審議会委員の報酬等が増額されています。この増額そのもののことではありません。これそのものは賛成ですが。 この保育所審議会がですね、組織されて、今議論がされていると思います。これはたぶんですね、小石原保育園が将来閉園するということを受けての審議会だと思います。 小石原保育園が閉園するということは、小石原地域の方のですね、子育て世代にとっては本当に切実な問題だと思いますし、村全体にとってもですね、移住定住を進める中で、そしてまた東峰学園の複式学級を避けるためにも、避けては通れない、この問題の解決がですね、避けては通れない問題で、大変な責務を背負った皆さん方に敬意を表しているわけでございます。 もし、これは委員会の規定でですね、村長の諮問を受けての建議をするということでございます。昨年度から始まっていますが、前回までの開催状況と、もし村長の諮

	問等が、ここでもし話すことができればですね、私は聞いてませんので、お知らせしていただければと思います。
議　　長	村長
村　　長	現在、保育所審議会開催されております。 昨年の諮問においては、保育所については、平成２３年から２５年にかけて一度審議会を行ったところでございます。そのときの結論、当面の間２園を存続するという部分と、３項目ほどございました。 その部分において、現状子どもの数も減っていく中で、保育所のあり方、保育の環境をどう今後見ていくのか、というのがですね、当初、昨年諮問した内容でございます。 その１回目の会議の後に、小石原保育園の問題と申しますか、それが出た関係もございまして、一旦保育の環境、今後の保育所のあり方をどうするのかという部分をですね、話していただいておりますけど。 実際には今後、その閉園を受けて、本当にどういう形で持っていくのかというところが、ちょっと当初想定していた会議の中ではですね、なかなか足りないと申しますか、もっと審議を尽くさなければいけないということで、今回会議の回数を一旦増やすということで、２回増やすということでですね、予算のお願いをしている部分でございます。 また、そういった部分も含めて、諮問においては、ちょっと付け加えるような形でですね、再度現実的な諮問という形で行わせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	会議の開催状況につきましては、令和７年度が２回、令和８年度が現在のところ１回の開催をしております。
議　　長	５番　樋口朗議員
５　　番	ありがとうございます。 先ほども言いましたように、この役割を担った方々大変責任の重いことでですね、大変だと思います。 私も行政におって、こういった問題はですね、やはりどういった解決策がいいのか、たぶんソフトで済むのか、ハードでいくのかによって大きく予算が変わってくると思います。その予算の変わってくるところは、なかなか委員会で結論を出すというのは、非常に難しいのではないかなというふうに思います。 ですから、やはり村が基本的にはどういう構想を持ってるか、それについてやっぱり委員会の方々は、どういうふうに考えていくかということじゃないと、なかなか結論を見出すのは、私の経験ではですね、非常に難しいし、まとまりづらいのではないかと思います。 この中でですね、やはり対象である、先ほど言いました子育て世代の方々を含めた住民アンケートとか面談、意見聴取、そういうのを事務局サイドから行う予定があるのか、お尋ねしたいと思います。
議　　長	住民福祉課長
住民福祉課長	議員さんおっしゃるとおり、これを簡単に、内容をここで公言するということは、ご提示することはまず、すぐには難しいですし、もちろん保護者の方等のご意見等も取り入れる必要もあるかと思いますが、具体的にその辺の方法等につきましては、協議をしながら決めていくことになるかと思います。
議　　長	５番　樋口朗議員
５　　番	ありがとうございます。

	会議を延々としても、なかなか結論が出づらいと思いますけど。 今回で一応、いつごろまでを目途に答申が出るのか、目標としているのか。そういったところが今の現在で決まっておればですね、お知らせをお願いしたいと思います。
議　　長	副村長
副 村 長	審議委員会のスケジュールということなんですけれども。 先ほど村長が答弁しましたとおり、現時点でまだ、追加の諮問出していない状態でございます。 ですので、追加の諮問を受けて、また審議委員会でスケジュールがですね、決まってくるものと考えますので、具体的な言及は差し控えますが、小石原保育園については、令和１０年度末をもって閉園すると。 なので、実質的な対応は、令和１１年度からは必ず変えないといけないというのもありますが、何分やっぱり小さいお子さんがいて、家族がいてということもありますので、その対応に向けた準備期間というのもですね、非常に確保は重要になってくるものと考えております。 審議委員会におきましてはですね、そうしたところも含めたうえでスケジュールを検討して、議論を進めていただければと思っております。以上です。
議　　長	他に、質疑はありませんか。 ６番　佐々木孝議員
６　　番	２２ページの６款農林水産費の中で、古城原の残土置場整備工事というのがありますが、これたぶん五駄線の林道工事だろうと思います。 今、あの林道はどういうふうになっているかですね、進捗状況と完成の予定はいつか教えてください。
議　　長	農林建設課長
農林建設課長	佐々木議員のご質問ですけども、令和８年度、今年度の完成見込みでの進捗状況として、５４％ということで県のほうから伺っております。 当初はですね、完成時期というのが、令和１０年ぐらいのスケジュールだったと伺っておりますけれども、昨今の人件費の高騰とかですね、資材の高騰、また災害発生など、全体工程が遅れているというところで、完成時期については、令和１０年度よりもう少し遅れると、いうところまで伺っている状況です。以上です。
議　　長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議　　長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第３３号「令和８年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第３号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第３	
議　　長	日程第３　議案第３４号「令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号）」を、議題といたします。

	説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議　　長	ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議　　長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第３４号「令和８年度東峰村簡易水道事業会計補正予算（第１号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第４	
議　　長	日程第４　議案第３５号「令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議　　長	ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議　　長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第３５号「令和８年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第１号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第５～ 日程第８	
議　　長	日程第５　認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第６　認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 日程第７　認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第８　認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 は決算審査特別委員会に付託をいたしました。 決算審査特別委員会委員会報告書をお手元に配布しております。 それでは、決算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。 決算審査特別委員会委員長
委 員 長	決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

	令和８年第７回東峰村議会定例会、９月７日、本会議において、決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第７６条の規定により審査結果を報告いたします。 付託を受けた案件は、 認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第４号「令和７年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 以上の４件でありました。 審査期日は、令和８年８日、９日、１０日の３日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査の結果は、原案どおり認定するものと決定いたしました。 決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で済ませていることも併せて報告します。 以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。
議　　長	ただ今、決算審査特別委員会委員長の報告がなされました。 日程第５　認定第１号「令和７年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。
議　　長	日程第６　認定第２号「令和７年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。
議　　長	日程第７　認定第３号「令和７年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。
議　　長	日程第８　認定第４号「令和７年度東峰村高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定しました。
日程第９	

議　　長	日程第９　報告第３号「令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議　　長	ないようですから、質疑を終結いたします。 報告第３号「令和７年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」を終了します。
日程第１０	
議　　長	日程第１０　請願第１号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。 紹介議員、佐々木孝議員の説明を求めます。 ６番　佐々木孝議員
６　　番	請願第１号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」につきましては、説明につきましては、意見書（案）の朗読をもって代えたいと思います。 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める意見書（案） 請願事項 （１）中学校・高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討するとともに、加配教員の増員など、教職員定数改善を推進すること。 （２）教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。 請願理由 学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積みしており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。 給特報等及び義務標準法の改正により、小学校に続き中学校の学級編成標準は、２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 また、４月から学校の働き方改革は、教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。 一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国に施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、上記の措置を講じられるよう要請します。

	令和８年、本日可決いただければ、本日です。東峰村議会議長　高橋弘展。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。 森衆議院議長、関口参議院議長、高市内閣総理大臣、林総務大臣、片山財務大臣、松本文部科学大臣宛に送りたいと思います。よろしくお願いいたします。
議　　長	以上、説明が終わりました。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議　　長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議　　長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 請願第１号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、採択することに決定いたしました。 この意見書につきましては、後日関係省庁に提出いたします。
日程第１１	
議　　長	日程第１１　発議第２号「適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議について」を、議題といたします。 提出者、梶原伯夫議員の説明を求めます。 ９番　梶原伯夫議員
９　　番	発議第２号、東峰村議会議長　高橋弘展殿。 「適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議について」 上記の議案を別紙のとおり、東峰村議会会議規則第１４条よ第１項及び第２項の規定により提出する。 令和８年９月１０日提出、東峰村議会議員全員名です。 「適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議（案）」 東峰村において、ふるさと納税とふるさと納税ワンストップ特例申請に係るデータが、寄付者の居住自治体へ期限までに送信される一部の寄付者について、本来受けられるべき税控除が適用されない事案が発生した。本件は、本村を応援するために寄付を頂いた多くの方々に多大な迷惑と不安を与え、本村行政に対する信頼を損なう重大な事案である。 村議会では全員協議会を重ね、事案の経緯及び原因、寄付者への対応、これまでの再発防止策の実施状況等について協議してきた。その中で職員の業務に対する認識、職員の業務実態を踏まえた組織体制、期限や進捗の管理、適正な事務手続き、管理職による管理監督など、事務執行体制に課題があったものと考える。 また、本村では、これまでにも度重なる事務処理上の問題を受け、その都度再発防止策を議会は強く求めてきたが、今回再び重大な事案が発生した。今後は対策を講じることにとどまらず、その実施状況及び実効性を検証し、組織として継続的な業務改善に繋げていくことが必要である。 村議会としても、本決議をもって本件への対応を終えるものではなく、今後執行部

	における行政事務改善の取り組みについて定期的に報告を求め、その実施状況及び実効性を確認していくものとする。 　よって、村議会は、村長をはじめ執行部が、本県を組織全体の問題として真摯に受け止め、適正な事務執行体制の確立と行政に対する信頼の回復に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。 　記、１、職員が自らの業務内容及び重要性を十分に認識するとともに職員の業務量や状況を適切に把握し、組織として業務を確実に遂行できる体制を整えること。 　２、重要な業務の期限及び進捗を職場内で共有し、管理職が完了まで確認すること。 　３、契約、意思決定、成果物の受領、研修等について、適正な事務手続きを徹底し、重要な事項を担当職員一人の判断にユダの寝ないこと。 　４、管理職は、管理監督及び職員指導の役割を十分に果たすとともに、これまでの再発防止策を検証し実効性のある業務改善を実行すること。 　以上、東峰村議会。
議　　長	以上、説明が終わりました。 　質疑を行います。 　質疑はありませんか。 　（質疑なし）
議　　長	ないようですから、質疑を終結いたします。 　これから討論を行います。 　討論はありませんか。 　（討論なし）
議　　長	ないようですから、討論を終結いたします。 　採決します。 　発議第２号「適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議について」を、お諮りいたします。 　本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 　（賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 　よって、本案は、原案どおり可決されました。
議　　長	ただ今可決されました「適正な事務執行及び再発防止の徹底を求める決議」につきましては、定例会終了後、議長及び提出者であります梶原副議長で、村長に決議書を手交し、議会の意思としてその趣旨をお伝えいたします。 　また、本決議をもって本件への対応を終えるものではなく、今後の行政事務改善の取り組みについて、議会としても必要な報告を求め、その実施状況及び実効性を確認してまいります。
日程第１２	
議　　長	日程第１２　発議第３号「福岡県政及び福岡県議会の早期正常化と信頼回復を求める決議について」を、議題といたします。 　提出者、梶原伯夫議員の説明を求めます。 ９番　梶原伯夫議員
９　　番	発議第３号、東峰村議会儀長　高橋弘展殿。 「福岡県政及び福岡県議会の早期正常化と信頼回復を求める決議について」 　上記の議案を別紙のとおり、東峰村議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。 　令和８年９月１０日提出、東峰村議会議員全員名です。 「福岡県政及び福岡県議会の早期正常化と信頼回復を求める決議（案）」

	福岡県は、広域自治体として市町村と連携し、県民生活の安定と福祉の向上を図る重要な役割を担っている。とりわけ本村のような小規模自治体にとって、県との密接な連携と支援は欠くことのできないものであり、県政及び県議会が県民の信頼のもとに公正かつ安定的に運営されることは極めて重要である。 しかしながら、福岡県及び福岡県議会をめぐる一連の問題により、県民の間に疑念や不信が広がっている。こうした状況が長期化することは、県と市町村が連携して進める施策や県民生活にも影響を及ぼしかねる。東峰村議会として深く憂慮するものである。県税を負担し県政を支える村民の理解と信頼を取り戻すためには、一連の問題の事実関係と原因を早急に明らかにし、県民に対する説明責任を果たすとともに、県及び県議会がそれぞれの役割と責任を果たし、県政の正常化に取り組むことが必要である。 よって、東峰村議会は、福岡県及び福岡県議会に対し、次の事項に早急かつ誠実に取り組むよう強く求める。 記、一つ、福岡県及び福岡県議会をめぐる一連の問題の事実関係及び原因を早急に究明し、その結果を県民に分かりやすく公表するとともに、十分な説明責任を果たすこと。 二つ、明らかになった問題に適切に対処し、再発防止を徹底するとともに、市町村行政及び県民生活支障をきたすことがないよう、県政及び県議会の早期正常化と信頼回復に全力で取り組むこと。 以上、決議する。東峰村議会。
議　　長	以上、説明が終わりました。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議　　長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議　　長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第３号「福岡県政及び福岡県議会の早期正常化と信頼回復を求める決議について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。 可決されました本決議は、本定例会閉会後、速やかに福岡県知事及び福岡県議会議長に提出いたします。
日程第１３	
議　　長	日程第１３　「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。

	したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉　会	
議　長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があっています。これを許可いたします。 村長
村　長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 ７日から本日まで、令和８年第７回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。 議決されました適正な事務執行及び再発防止を求める決議につきましては、議会の意思は村民の意思と重く受け止め、反省と再発防止、信頼回復に向け、職員一丸となって最優先事項として取り組んでまいります。 また、議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。 さて、記録的な猛暑日、酷暑日が続いたこの夏も、ようやくさわやかさを感じられるようになってまいりました。心配された水稲も現状大きな倒伏もなく、どうにか刈り入れが始まりそうです。しかし、日替わりのように各地で線状降水帯による大雨被害の報道を受け、どうにか平穏に秋を迎えることができるように祈っているところであります。 実りの秋、食欲の秋、芸術の秋と申しますが、１０月の民陶むら祭、１１月の秋祭り、１０月１７日のエアーミニコンサートなど、いろんな行事が天気に恵まれ盛大に開催できることを願っております。たくさんのお客さんが来訪してくれるように、村としても告知、ＰＲに頑張りますので、皆様も祭りなどへの参加や呼びかけをお願いいたしたいと思っております。 まだまた暑い日もありますので、議員各位皆様におかれましては、お体をご自愛され、さらにご活躍くださいますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。
議　長	これをもちまして、令和８年第７回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 （１１時３１分）

	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議　　長 議　　員 議　　員